

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成24年6月7日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	栗山千勝	1. 市民が安心・安全に生活できる放射線への対策について
		2. 職員教育について
		3. 宍倉出張所の解体について
(2)	古橋智樹	1. 医療費無料の独自追加による国補助の減額について
		2. 人件費削減による国補助減額算定について
		3. リコールで混乱を招く損失と責任について
		4. 地域復興・活性対応の言語明瞭意思不明について
(3)	山内庄兵衛	1. 石岡地方斎場について
		2. 学校の統廃合について
		3. 水道料金について
		4. 放射線対策について
		5. 防災無線について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守いただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味でご説明申し上げます。あわせて、今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。

また、議会側として暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり、効率的な議事運営を進めるため処置しているのが現状でありました。つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となっております。特に議案質疑については、執行部におかれましては、みずから提案していることを再確認していただき、議員からのさまざまな質疑に対し、速やかに答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げます。

あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際は、必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

それでは、早速、議事に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

通告に基づきまして質問を始めます。

3月定例会が終わって第2回目の定例会ということで、3カ月間の間にはいろんな諸問題が発生しております。かすみがうらの市のPRというか、大分にぎわしているようで、非常にいいんだか悪いんだか、私はわかりませんが、いいというように理解しておきます。

早速、質問に入ります。

1つ目に、市民が安心・安全に生活できる放射線の対策というようなことで、放射線量マップの作成はいつごろかと、マップができておりますが、具体的にお伺いしたいと思います。放射線量調査の検査器の精度について、これは、放射線量の検査器の精度というのは、非常にデリケートなもので、機種によって相当違う。安いものでは6,800円、ちょっとしたものでも12万円ぐら

い、市の検査器においても、相当、誤差がある。その精度について、どんな形でもって検査等をしているのか、お伺いしたいと思います。

次に、子どもたちが、安心して遊べる、通学できる環境づくりをすべきと思うが、原発事故1年2カ月における市の対策と対応をいかんというふうなことで、私、5月4日に、重点的に安食地区と佐賀地区、さらに、かすみがうらの市街について何カ所か測定してまいりました。ちょうど小雨が降っておりまして、私の持参した線量計でもってはかったところ、0.23マイクロシーベルト以下というところは1カ所もございません。ある小学校の校門のところで0.3マイクロシーベルト、さらにはその手前のU字溝にふたがかぶっている、グレーチングというんですが、ここでは0.45マイクロシーベルト、これはいかんということで、建設課のほうに調査してもらったところ、機種が違うのではなかったらば非常に線量が低い、0.185だと思えます。

ところが、ちょっと機械が違うんじゃないのというふうなことで、はかってもらったところ、0.265あったやに聞いております。早速、担当でもってグレーチングを外しまして、その下の泥を処分したというふうに、話も聞いているわけで、非常に子を持つ親御さんは心配している。市においても、放射線対策室が総務課にあるわけで、教育委員会でも、放射線についてもいろいろ調査している。さらには、環境経済部の中でもいろいろ対応している、建設課でも対応している。この4つの部署が、どういう形で統一して、この放射線に対する対策をしているか、具体的にお伺いしたいと思います。

次に、農産物と水産物の加工、商品の出荷自粛等に市としての対策ということでございますが、JA土浦でも、報告という形で出ておりますが、特に水産物においては、セシウムが100ベクレル以上というのが相当出ている。タケノコについても出ております。そういう中で、市としてどういう対応しているのか、さらには、セシウムの測定器が今1台ございますが、ちょうど役所の勤務時間帯だけで測定しているやに聞いております。

そうすると、どうしても、今、学校給食を中心としてやっております。学校給食においても、前の議会においてもいろいろ質問がございましたが、その答弁の中で、事後測定というようなことで、それは、事前に食材を検査、1台しかないんで不可能だというふうなことで、しかしながら、一番、出てくるものが、ほとんど測定したものが出てくると私も理解しております。私は、何ら問題はないのかなと思えますが、しかし子どもを持つ親御さんにすれば、これは大変な問題です。やはり事前に測定する、それが安心して安全な食材を提供できるわけでございます。せめて行政として、市民に対しては、そこらのサービスをしていいんじゃないのかなと、それには1台の機械では無理だと。1台で検査するんであれば、なぜ24時間体制で、職員が交代で測定できないのか。時間から時間まででしまっちゃって、私はできませんよと。

一般の人が申し込めば、1カ月半じゃなければ検査ができないよと、そんなものは待っていたならば、旬の野菜は、終わっちゃうんですよ、販売もできない。出荷自粛となれば、この文言は非常に難しい、出荷してはだめだということになります。しかし、100を超えたものについては、恐らくお客様はつかない。

そういう問題を行政として、どんな手助けをできるのか、それが行政じゃないのかと私は思います。私ら議員にしても、何でそういうことができないのかと執行部に対してただすのが、我々議員の仕事だと私は思っています。その点について具体的に答弁願いたいと思います。

次に、職員の教育について、市長から見る職員の勤務状況はいかにということでお伺いします。市税収納と滞納と差し押さえの関係なんです、これは非常に大きな問題があります。滞納者に対しては、市では茨城県租税債権機構のほうに委託しております。ある方の滞納分も同じように茨城県租税債権機構のほうに委託しました。当然、何月何日までに納めてくださいよと納付書がその方のところに参りました。その方は、その前に、延滞については別として、本税については、きちんと納めたことは納めました。租税債権機構では、租税債権機構の金融機関に納めろというような納付書が来ているのも、本人も後日わかりました。

しかしながら、市の納付書でもって市に納めた場合には、速やかに租税債権機構のほうに納付してありますよと報告の義務があると思います。それを怠ってしまった。そのために、その方は200万近く差し押さえされてしまった。租税債権機構が悪いんじゃないんです、市のほうで報告義務を怠ってしまった、それが悪いんです。なぜそういう問題が発生するのか、私には理解できません。本当に、公僕として市民のために仕事しているのかしていないのか、行政は何をしているのか。その対策にしても非常におくれている。ほかにもある。この問題について市長の見解をお伺いしたい。

次に、宍倉出張所の解体について、その後の進捗状況と見通しについて、昨日もこの点について私はいろいろ質問しましたが、平成22年度にこれはもう契約切れなんです。市は真剣になって地権者と取り組むのが当たり前、地権者の方にも問題があるかもしれない、しかし予算は計上してあるんです。22年度の予算は不用額にしてしまった。賃貸料が払っていない。23年度は繰越明許にしてあります。賃貸料については不用額にしてあります。24年度の土地借り上げ料は予算化しておりません。

そういうことを踏まえた中で、市の職員は何をしているのか、地権者に対して。配達証明つきで、一方的にぼんぼん文書を送っている、そんなことがあり得るわけではないですよ。まず、一方的な話です。だから、話がこじれている。もう一度この件についてお伺いしたいと思います。

第1回目は以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、放射線量マップの作成についてお答えいたします。

放射線量マップの作成につきましては、本年2月、3月に、市内を163の区画に分けて、放射線量の測定を行い、それぞれの区域の最大値の区分を色分けして地図に表示し、測定値は一覧表として市ホームページに3月29日から公表しております。

1点目、2番、放射線量調査の検査器の精度につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番の子どもたちが、安心して遊び、通学できる環境づくりへの対応についてお答えいたします。

市では、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の拡散に対し、子どもを初めとする市民の安全確保の観点から、市内における小中学校、保育所、公園、観光施設等の放射線量を測定し、随時、公表してまいりました。

さらに、放射線量に対する市民の不安が高まっていることから、除染基準と除染作業マニュアルを策定することにより、市民の皆様が日常生活を送る上で、安心して生活するためのガイドラインを示してまいりました。公共施設につきましては、この基準に基づき、放射線量の高い地点の除染作業を進め、より安全性の高い環境づくりに努めているところでございます。

また、市民からの要望を受けた訪問測定を行うとともに、特に地域の公園等については、放射線量の測定結果の掲示をいたしております。

1点目、4番の農作物、加工商品の出荷自粛に、市として、どういう対応、対策かということについてお答えをいたします。

本市の農畜産物の出荷自粛については、現在、放射性物質の検出に伴い、原木シイタケ、タケノコのほか、昨年度から制限が継続されておりますお茶、イノシシ肉となっております。

出荷規制や風評被害に伴って発生する損害賠償請求については、市の損害賠償対策協議会でも窓口となり、昨年度から継続して受け付けを行い、県の協議会を通じて、平成24年5月請求分まで合わせますと2億4,400万円を東京電力に請求し、1億5,600万円が既に支払いをされております。

今後も、これらの支払い残金についてはもちろんのこと、原木シイタケやタケノコについても損害賠償が円滑に行われるよう、協議会を通じて東京電力に請求してまいります。

次に、農産物及び加工食品の放射性物質検査につきましては、この3月から検査器を1台設置し実施しておりますが、今年度は、さらに消費者庁からの借り受けと市の予算でも1台を追加購入いたしまして、計3台で放射性物質検査を実施してまいりたいと思っております。

また、放射性物質検出の農畜水産物への影響を少しでも取り除くため、近隣都県への風評被害イベント参加や関係団体の販売促進に協力していきたいと考えております。今後とも、安全・安心な農作物等を消費者へ届けられるよう努めてまいり所存でございます。

2点目、1番の職員の勤務状況についてお答えいたします。

職員の教育につきましては、たびたびご指摘をいただいているところです。これまでも申し上げておりますように、市職員は、市民の皆さんに身近に接し、市民の視点や考え方を把握して、事務の執行に当たることが大切であると考えているところであります。市長就任から間もなく2年を迎えることとなりますが、職員も、私の公約や政策の実現に向け、鋭意努力しているものと認識をしております。しかし、各方面からさまざまなご指摘もいただいておりますので、今年度も、接遇マナーの向上を柱として、職員の能力向上に努めてまいりたいと考えております。

また、私の政策実現に向けては、管理職を中心に、政策の内容を理解して取り組むことが重要であり、庁議などの機会を活用して、指示の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目、2番、市税収納と滞納と差し押さえについては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、宍倉出張所の解体については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目、2番の市で実施している放射線量調査の検査器の精度についてお答えいたします。

まず、食品検査用として消費者庁から貸与された測定器につきましては、牛乳、野菜などに含まれる放射性物質のうち、ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137を計測しています。表示はベクレル単位となります。測定器の限界値は1キログラム当たり10ベクレル、測定時間は約20分程度となります。

また、市の公共施設等で実施している空気中の放射線量測定は、ミスター・ガンマA2700を使用しております。検出方法はシンチレーション式でガンマ線を測定し、その相対指示誤差はプラスマイナス10%以内でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

2点目、2番、市税収納と滞納と差し押さえにつきましてお答えいたします。

市税等の滞納処分につきましては、地方税法や国税徴収法に規定する滞納処分の例によりまして実施しているところでございます。

滞納処分は、専門知識と経験を必要とする業務であることから、職場内での研修を初め、茨城租税債権管理機構や県税事務所などが実施する研修への参加により、職員教育に努めているところでございます。

また、ご質問のありました案件につきましては、市が租税債権管理機構に滞納債権を移管したにもかかわらず、機構が引き受けた当日に、機構ではなく市に納付されてしまったこと、さらには滞納者本人または納付をした滞納者の家族との連絡がとれなかったことなどによりまして、納付の把握ができなかったため、連絡ができないまま、行き違いにより起こってしまったこととございます。

今後におきましては、機構に移管した案件であったとしても、定期的に収納の確認を行いますとともに、連絡体制を密にし、トラブルの起きないような滞納整理に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の宍倉出張所の解体についてお答えいたします。

その後の進捗状況と見通しについてでございますが、現在は工事妨害禁止仮処分命令申し立てを水戸地方裁判所土浦支部に行っております。これまでに3回の審尋が行われてきたところでございます。第3回の審尋におきましては、裁判官から、代理人を通して、両方で話し合いをするよう指示があったところでございます。これを受けまして、先日6月5日でございますけれども、双方の代理人弁護士を交えた話し合いを実施したところでございます。現在も話し合いにつきま

しては継続中ではありますが、今後におきましては、早期の解決に向けた話し合いを進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長にお伺ひしますけれども、測定器が、今、市に2機種あると思うんですね。その2機種が、精度が違ふわけですね。それはいかなる理由なんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

測定器につきましては、公共施設等を測定している測定器につきましては、クリアパルス社のガンマ2700を使用しております。それ以外の測定器もございしますが、それらについては、公共施設等では使用していません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、質問内容が、2種類あるけれども、その2種類ということはどういう意味なのかということなんです。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、市で測定している測定器につきましては、1台が、RDS-30という放射測定器がございします。それと、放射測定器のモデル3型サーベイメーター1台がございします。それに、今ご質問にお答えしましたクリアパルス社のミスター・ガンマ2700がございまして、そのミスター・ガンマ2700につきましては、誤差がプラスマイナス10%でございします。もう2台が、ちょっと誤差が大きいもので、公共施設等での測定については、誤差の大きい測定器については、使用はしていません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

測定器そのものが2種類あって、測定して数値が違ふんですね。これは1つじゃなければおかしいでしょう。どっちが正しいんだか、私は知らないですよ。それは、役所として、きちんと精度を検査してもらって、10%の誤差はわかりますよ、それがおかしいんじゃないかと、精度がきちんとしているもので測定してデータを出して、この線量マップをつくるのが当たり前でしょう。測定器の精度が違ふもの、どっちが正しいんだかわからないですよ、そこを聞いているんですよ。機械メーカーへお願ひすれば検査してもらえるんでしょうが、そういうことをやっているのかやっていないのか、お願ひします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

検査の機器の専門的などころへの検査は実施してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

正直でいいんだけど、そうであれば、今までやったことはしようがないです、これは。この線量をネットで出しているんでしょうから、これからどうしなくちゃならないか、測定器を検査してもらって、問題があるかないか。あれば、これは訂正しなくちゃならない、そこなんですよ、問題は。精度がもし間違った場合には、これはとんでもない話になりますから、かすみがうらで重点測定で辞退しているでしょう。どんな機械で測定したんだか、私はわかりません、そこなんですよ。今までやっていないのなら、今後、機械はきちんと検査してやってもらえばいいわけですから、まず機械の検査をするかしないかの話だし、2種類あって違うんだから、お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時40分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

機器の検査の誤差でございますが、メーカーのほうに、再度、検査器を出しまして、精度の確認をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市には、総務部に放射能対策室、教育委員会にも放射能関係、環境経済部、建設課とあるわけですが、この4部署でもってどういう協議をしたか、具体的に答弁願いたい。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

部署の連携につきましては、対策本部が総務部に設置されておりますので、その対策本部の中で連絡調整等を実施しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

連絡調整はいいんだけど、今までにそういう会議を何回くらいやったのか。それで、今、測定器が、私が知っている範囲では2機種あって全く違う。今、役所で測定しているのは、放射線量が出ないほうの機械でやっている。だから、そういうのが、何で、職員間で意見が出てこないのか、これは不思議でならない。真剣に取り組んでいないのかなというふうに私は思うんですよ。放射線が出ないので市民に知らせたんでは、それは精度がどうだか、私もわからない。それは基本的な基本なんだから、とりあえずは、放射線関係で、4部署でどのくらい協議してるのか、その内容についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今までに、放射線の会議でございますが、23年度に放射線会議を5回ほど実施しております。また、23年度に放射線対策本部会議を2回ほど実施しております。24年度につきましては、放射線対策職員分会を1回実施して、さらには放射線対策本部会議を1回実施しております。内容でございますが……。

[栗山議員「内容は、会議録でやってください、会議録、後で」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

食品の検査関係なんですけど、現在、1台でもって、定時でやっている。それを何とか、24時間は別として、交代でもって、もう少し時間延長して市民サービスできないのかと私は思うんです。これは市民の方もそう思います。その点について、今後の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

食品検査につきましては、月曜日から木曜日までの保育所と小中学校の給食用の検査をしております。一般の農産物等については金曜日の一日だけでございます。今後につきましては、月曜日から木曜日までの午前中、3件ずつ受け付けをして、対応待ちの方が何名かございますので、解消に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今、1台だけで、大体、定時でやっているんですよね。これは時間延長して何とか測定できないですかね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農作物についての測定のことですが、滞留が30数件あるという話を私は聞きましたんで、夜間も含めてやるようにという指示は出しております。それを受けて、今、総務部長の答弁のように、必要であれば夜間やるわけですが、とりあえずは、それほどの滞留がないので、午前中、毎日やるということですか、今まで週1回やっていたのを午前中だけ毎日やるということに対応したいと、多分、1週間もやれば解消するのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長は、滞留がないからとおっしゃいましたけれども、私が電話したときに、5月の初め、1カ月半待ちですよと、6月中ごろになりますという話なんです。市民はあきれちゃっているんですよ、それで。時間延長して検査しますよと、市民にどんな方法で知らせているかわからないけれども、全然そういうものは全く聞こえてこない。さらには、早朝からやれば、学校給食だって食材だって検査できるはずですよ、1項目30分でできるんですから、朝取りの野菜を検査するわけじゃないでしょうから。私は、検査したものが市場へ出回っているから問題はないと思うけれども、なかなか子を持つ親というのはそういうものじゃない。検査をしてやることによって、随分、気持ちは和らぐですよ。そういうことだって可能なんです、これは簡単にできる話なんですからね。

いろいろかすみがうらの市内でも、このセシウムの測定器を個人的に買っている方もいます。我々業者はいいんだけど、消費者が納得してくれないというようなことで、個人で600万出して買った人もおります。600万出せば10ベクレル以下まで、これははかれます。私どもはいつでもいいんだけど、消費者が納得しないからだめなんだというようなことで、これは役所で測定してもらったものですが、やっぱり測定の結果の報告書、そういうものをつけて出荷している。そのことによって、消費者が安心して食べられる。大手スーパーでは、その場ですぐに測定してくれるところもあるそうです。間近に機械の中をさっと通れば、6秒か8秒で測定する機械もでてるそうなんです。もう少し前向きな形で、市民サービスが、できないか、できるかできないか。

一番早いのは、学校給食を早朝からやってもらう、子を持つ親御さんは本当に安心できますから。原則として100ベクレル以上は出荷自粛というから、市場には100ベクレル以上のものはほとんど出ていないと思う。しかしながら、消費者は違います。その検査機構の充実を早朝から夜遅くまでもう少し私はしてもらいたいんですが、再度いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が聞いているところでは、三、四十件、滞留があると聞いております。その三、四十件のうちの滞留の中で、三、四十件を金曜日だけで対応していると、一番最後は1カ月半かかるということになるんでしょうけれども、その話を私は聞きましたんで、全く栗山議員と同感でありまして、朝でも夜でもやればいいんで、フル回転しろという指示を出しました。ただ、三、四十件、滞留があると言っても、これは環境経済部長からの答弁とさせますが、いわゆる例えば7月10日にならないとできないものも予約してありますから、実質は、三、四十件たまっちゃっているということではなくて、7月10日になったら、例えばタマネギをやってほしいという、そういう予約も含んでの三、四十件というふうに聞いていますので、多分まるっきり滞留になっているのは30件足らずかなと思います。

その30件足らずを先ほどの答弁のように午前中3件ずつ今度ふやすということになりましたから、5日やれば15件処理できるわけです。それでも足りなければ、夜もやればいいんで、とにかく早く滞留を解消しろということで進めておりますので、もう少々お待ちいただきたいと思えます。何件滞留が今あるか、具体的な話は環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、滞留関係なんかはどうでもいいんですよ。ただ、市でどこまで市民に対してサービスできるか。時間外もやりますよというものも市民に知らせるか、それが一番大事なんですよ。その後において、またいろいろ問題が発生すれば前向きに検討すればいいんですから、既に1カ月半だから、もう頼んでもだめだという人が、あきらめる人が、何人か私は聞いているんですよ。ぜひそうしてもらいたい、これは。

次に、農産物の加工商品、水産物の加工、出荷自粛と市の対策について。

これは非常に問題があります。特に水産物については、これからどうなるかわからない。霞ヶ浦の水は何とか大丈夫だと。しかしながら、下の泥には相当のセシウムが入っていると。河口付近においては特に高いと。これからどのくらい汚染されていくか私はわからないけれども、一回入ったものはなかなか出ないわけであって、それがどんどん蓄積されていく。恐らく加工業者も漁業者も、先行きどうなっちゃうんだろうと心配していると思います。ある漁業者の方は東電まで行って交渉したそうです。ある方は、役所に相談したらば、役所で乗ってくれない。もう役所なんか当てにならないと。県に直接行って交渉して、県で対応してもらおうような話を聞いております。もう少し地元の市民に対して、市として真剣になって取り組んでもらいたいんですよ。本当に加工業者は、栗山さん、霞ヶ浦の加工業者はみんなつぶれちゃいますよと、何とかならないだろうかと、それは大きな加工業者の社長ですよ、私らにできることなら何でもやりますと。市がやらなければ、私らがやらなくちゃならないですよ。それが市民サービスなんですから、もう少し真剣になって取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農産物もそうであります、特にかすみがうら市の水産の加工屋さんというのは、全国でもトップクラスというか全国有数でありまして、これに対する放射能の影響というのは甚大であると聞いております。先般も、戸田加工組合の会長さんともお話ししましたが、市としては、県でも国でもどこへでも同道していくということで、東電も、戸田さんのところへ来て、いろいろ相談には乗ってくれているようであります。既に、22年産のエビ等については、補償金が支払われたという話も聞いておりますが、23年のものについては、相当量のものが、まだ話がついていないということで、さらに今度24年度の間もなく7月には解禁になるわけでありまして、特にエビ等については懸念されるところであります。セシウムにつきましては、河川の上流側から、今、セシウムが、上流側から下流、さらには今度いわゆる湖の中へ移行している状況でありまして、この湖の底にたまっているセシウムをどうやって排出するかというのが今後の課題になってくるんじゃないかと思っております。

ご案内のように、霞ヶ浦は、かつては海の水が出たり入ったりしたわけでありまして、今は完全に仕切られております。下の泥は一たん舞い上がらせて、河口堰をあける作業しないと、いわゆる干潮時に、引き潮のときに泥を舞い上がらせておいて、一気に抜くという方法が有効ではないかという提言をついこの前も、先週の日曜日ですか、霞ヶ浦環境センターで、アサザ基金等が主催した会議がございましたが、そういう話も出ていたようであります。これは、ただ加工組合の人たちの話を聞きますと、非常に深刻な問題ではあるんだけど、同時にまた非常にデリケートな問題もはらんでいると。この霞ヶ浦の水産物が、確かに放射能の危険性が非常に高いわけでありまして、これを対策は、とってもらいたいのはやまやまなんでありまして、これを余り表に出すと、逆に霞ヶ浦の魚は危ないといういわゆる風評が自分に戻ってくるわけです。

しかし、先般の会議等で出ていたのは、もはやそう言っていられないんじゃないかというぐらい深刻な状況になっていると私も認識をしております。これは、かすみがうら市は、霞ヶ浦の水産資源については、行方市とともに内水面の中では日本一の漁獲量を誇っているわけでありまして、大いなる関心を持って、流域、霞ヶ浦に接する漁業している市町村とも連携をとって、市町村あるいは県を挙げて、この問題に取り組んでいく必要があると。しかし、同時に非常にデリケートな問題をはらんでいるということも頭に置きながら、この問題に取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

霞ヶ浦の水産物について、今、市長が言うに、確かにデリケートなものです。しかし、出荷自粛、100ベクレル以下のものならいいと。例えば、それ以上のものが市場に出回ったときに、その反動がより大きいんですよ、そのほうが怖いですよ。

今、市長が、霞ヶ浦の泥を舞い上がらせてどうのこうのは物理的に非常に難しい問題で、まず不可能と言っても過言ではない。風が吹けば、あんな浅い湖ですから、当然、水が濁ります。濁った水は、魚は全部吸い込みます。100%体内には含みませんが、何%かは残るかもしれない。それがどんどん蓄積されていくんですよ。非常に今、漁業者は、私の周りには何人もいないですが、心配しておる。一々検査に回すと言ったって、それもできない。行政が何をしてやれるか、

これは非常に難しい問題ですけれども、ただ、今の職員でできるかできないか私はわかりませんが、これはもう少し真剣に取り組んでもらいたい。補償問題、市で当てにならないから、県に行ってお願ひしたと。これじゃちょっと情けない話ですから、これは、市長のリーダーシップを発揮していただいて、きちんと対応してもらいたい、それが、市民サービスの私は第一というふうに認識しております。

次に、職員の教育の関係なんですが、5月末に懲戒委員会をやったやに聞いておりますが、何人くらいで、どういう案件の問題があったのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、今ちょっと言葉がはっきりしなかったんですが、懲罰委員会ですね。

○14番（栗山千勝君）

懲罰委員会、はい。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

懲戒分限等委員会につきましては、公開ではございませんので、ちょっとお話は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公開じゃないのは、私はわかりますよ。名前も何も言わないけれども、聞かないけれども、ただ内容については公表できる話でしょう、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

内容等につきましては、交通事故と事務処理の問題等がありました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大体何件くらいあったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今、手元に資料がございませんので、ちょっと暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前 1 1 時 1 4 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ただいまの栗山議員さんのご質問ですが、件数が11件でございます。内容的には交通事故と一般サービスでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、部長のほうから11件というふうにお伺いしたわけですが、実は24年3月27日に、職員の綱紀粛清等を含む規律の確保というようなことで回っているんですね。にもかかわらず、11件というのは何事か。やっぱり市長を初め、管理職の部会の職務規律の徹底がおろそかなんじゃないのかなと私は思うんですが、懲戒委員会の委員長さん、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

職員の服務規律の確保につきましては、常々、総務部長、それから私、それから市長、これを通じて、強く申し出、通知を出していたり、監督をしたりしております。ただし、やはり中には、職員の中に間違いというものもございますので、そういうものにつきましては、今後、こういうことがないように、指導・監督を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう少し突っ込んだ内容にいろいろ聞いていきたいと思うんですが、かすみがうら市長の公印、あれは、市長、かすみがうら市には何個あるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

2個ということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

2個ということは、霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎ということによろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、そのとおりです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、この判この管理、管理はどこでやっているんでしょう、それで、どんな管理しているんでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

霞ヶ浦庁舎につきましては、霞ヶ浦庁舎総務課長、千代田庁舎の公印につきましては、千代田総務部の総務課長が管理ということで管理者になっております。

それで、管理の規定でございますが、公印の管理につきましては、常に堅固な容器におさめ、原則として錠を施し、管理については次の区分に従い、当該区分の定める者が管理しなければならないというような規則がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その規則をちょっと答えて。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

手元でございますので、栗山議員のほうにお渡ししたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

判こは、だれでも職員なら行って押せるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公印につきましては、決裁文書の原本を用いまして、文書取り扱いの印を押しまして、それで管理している例えば霞ヶ浦の総務課長並びに千代田庁舎であれば総務の総務課長のところの取り扱い印を押ししてもらって、初めて公印を押印できるという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、今は適切にそういう規則にのっとって判こを使っているということによろしいんですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

かすみがうら市公印規則にのっとって、公印は扱っているというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長の話は、わからなくはないんですが、何か問題点はないんでしょうかね、現段階で。問題点があれば、上司に報告する義務があるわけですよ、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員さんの今の内容でございますが、事故報告書として担当部局から総務部のほうに回っております。ただ、現時点ではその真意の確認をしてございませんので、ちょっと明確な答弁は控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

じゃ、これは担当のほうにお伺いしますけれども、これは、いつごろこういう問題が発生したのか、総務課長の印鑑の管理は適切だったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、総務部長でよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

担当者、問題を起こした担当者。

○議長（小座野定信君）

答弁者をご指名願いたいと思います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

環境経済部長です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答えします。

私が、4月の人事異動で、定期異動で環境経済部へ来まして、板垣農林水産課長のほうから報告を受けている国の助成制度等の内容で、今、総務部長のほうに事故報告を先般したところでございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今の事案につきましては、まだ処分等のあれもしてございませんし、懲戒処分の中の規定によりまして公表できる基準がございます。その公表できる基準に達していれば公表できますが、基準の例えば強制措置であれば公表はできませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、別に公表してもらわなくても構わないですが、大事な判こを使うんだから、昔、霞ヶ浦町だったか、出島村だったかちょっと記憶にないんですが、大事な印鑑を茨城県庁まで持って行って、ご丁寧にその判こを忘れてきちゃったっていう、それで県庁から電話があつて、かすみぐうらでは判こは幾つあるんですかと、笑い話のような事案があつたんですよ。今回も、その判こをきちんと管理したかしないかが非常に問題なんです。私、ここで突っ込んで聞きたいですよ、聞けば、マスコミさん、喜んで記事にします。あえて私は聞きません、議長さんがとめたようですから。

そんなことよりも、判この管理なんです、問題は。これは、総務部長として、課長に対してどう指示したのか。とりあえずは、きょうはここまででとめておきます。

次に、障害者福祉会というのがあるらしいんですが、この関係で役所は、歳計外現金を扱っているというような話を聞き及んでいるわけです。ところが、今度の懲戒処分によって、そういう問題が、いろいろ、この分だか何か知らない、私は。事務処理が悪いということで、なかなか預かることができないというような話を聞いているわけでございまして、かすみぐうら市のそういう外郭団体等の歳計外の現金の取り扱い、どのようにされているか。これは、きちんと基本にのっとっていれば間違いが起こることはないんですよ。その歳計外現金の取り扱いをどういうふう職員に対して指導しているかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました、障害福祉会等に限定してお話しさせていただきますと、今回、今、言いましたように多少その歳計外現金の扱いの中で、ルールにのっとっていないところもあったというようなことを聞いております。そのために、今後につきましては、できる限り外郭団体につきましては、事務をそれぞれの団体それぞれにやってもらうという原則の中で、事務のほうを進めたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、この障害者福祉会というのは、解散しなくちゃいけないだろうというような問題が発覚しているんですよ。この歳計外現金も、これは、なかなか扱うのは難しいかもしれないけれども、きちんとした規則を設けてやれば何ら問題は起きないと思うんですよ。やはり特にこの障害者福祉会の問題については、役所がフォローしてやらなければどうにもならない問題、これは解散したら、また一つの問題が発生していくと思うんですが、今後についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今ご指摘いただきましたけれども、まず1点目につきましては、その問題になった取り扱い、歳計外現金につきましても、福祉会というよりも障害者の入っている共済年金のほうの関係のものでございます。それから、福祉会につきましては、今ありましたとおり、いろいろ市のほうでもサポートしていかなくてはならないという団体でもございますので、いろいろ協議しながら、現金を含めいろいろ不都合がないようにとり進めたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

解散になるようなことは避けていただきたい、これはお願いします。

次に、私どもは、議会でもって、全員協議会か11人だったか、選挙管理委員会の方にお越しいただいていろいろ聞いた中で、今、リコール問題が市長を中心になって起きていますが、このリコールにかかわる予算、担当総務課長は、この予算を専決処分すると言うんですよ。わかっているながら専決処分というのはあり得るわけがないんですよ。市長、どうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、起こっているリコール問題が、これはリコールが確定しているのであれば別に確定しているわけではありませぬので、ちょっと何のことを言っているんだかわかりませぬ。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、リコール問題が起きているのはわかるでしょう、リコールは、まだ動いてはいないけれども。リコール問題が発生したときに、その予算を専決処分で職員はすると言うんですよ、専決処分なんてあり得るはずはないんですよ。一職員が専決処分なんて、議会軽視も甚だしいですよ、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと言っている内容がよくわからないんですが、リコールが、仮に住民投票までやって、住民投票をそもそもやるための予算ですかね、今、言っているのは。

[栗山議員「やるための、それまでの予算が専決処分と言っているんですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

議会を開催する時間がなければ、そういう専決処分という手続になるかと思います。

○議長（小座野定信君）

市長、今の質問内容は、一職員が専決処分するという決断めいた発言をしていることに対して、市長はどうお考えかという質問内容でございます。

もう一度答弁をお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

専決処分は私だけができるんであって、職員には、専決処分はできないのは自明の理であります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、一職員のその発言に対して、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは、ちょっと私は聞いたわけじゃないんで、だれが言ったんだかわからないんですが、それは不可能なことを言ったんですから、たわ言としかとれません。そもそも不可能なことを言っているんで、たわ言だろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

たわ言で済む問題じゃないですよ、市長。一職員が「専決処分する」と言うんですよ。職員をどういう指導しているのかと、リーダーとして。総務部長は、あの席にいたから知っているでしょうが。私に指摘されたでしょう、専決処分とは何事だと。だから、そういうたわ言を言うような職員を管理できないのかと言うんだ、私は。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと言っている内容がよくわからないんですが、職員が言ったのが、その際は、市長が、議会を開く間がないとき、もしそういうケースの場合には、市長が専決処分をすると言ったのか、それともその職員が、例えば係長にしても課員にしても、課員が、私が専決処分すると言ったのか。だから、専決処分すると言ったとすれば、自分が専決処分すると言ったとすれば、それは不可能なことでありますから、たわ言としか、あるいは冗談としか、だから冗談を真に受けて、話をしてもしようがないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今の発言は取り消してください。たわ言とか冗談とか、一職員が、市長が専決処分と言ったんじゃないんですよ。そういう言葉に対して、そういう職員をどういう教育しているんだと言うの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もしそういうたわ言、冗談を言った職員があったとすれば、自分が専決処分するという意味で言ったとすれば、これは適切ではないんで、もし本人の意思がそういう意味で言ったのであれば、これは問題でありますから、そういうことはあり得ない話だと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

たわ言とか冗談とか、本人が専決処分とただ言っただけで、本人が専決処分するんだか、市長が処分するんだかわからないですよ。一職員が、専決処分ですと予算化すると言っているんですよ。そういう職員を管理できなかったのか。余りにも軽率な発言でしょうが。予算とはそんなものじゃないでしょうよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

専決処分は、議会を開催する時間がないような場合、緊急の場合、そういう場合にするんであって、その解説をしたのであれば、それは、そういう際は市長が専決処分するという、主語が、市長が専決処分するのか、それとも言った人が、私が専決処分と、私が専決処分するということはあり得ない話で、それはもし本当にそう言ったとすれば冗談だろうと思いますが、冗談にしては、ちょっと聞くほうも聞くほうだけれども、言うほうも言うほうだと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、聞くほうも聞くほうだと言うけれども、お茶飲み話で言っているわけじゃないんですよ。お茶飲み話で言っているんじゃないんですよ。たわ言とか冗談とか、そう言うのであれば、市長にお伺いしますが、昨年の4月に専決処分しましたね、緊急災害復旧の。その問題で工事をやらなくて不用額にしてしまった。無責任な話でしょう。わかるでしょう、去年の4月に農村集落排水の災害復旧費で、それを不用額にしているんですよ、執行しないで。その点、どう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと該当するものがわからないんですが、去年の4月ですか、23年4月ですか。

[栗山議員「23年の4月か5月だと思う」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

23年4月に専決処分した。ちょっと今、思い浮かばないですが……。

[栗山議員「農集排だから」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

23年の東野寺の専決処分。

[栗山議員「はい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それは担当部長に答えさせます。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、確認の意味をもって、土木部長にあるかなしかの確認をしたいと思います。ご了解願います。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまの栗山議員のお話でございますが、昨年の4月に専決処分を受けました農集排の東野寺地内でございますが、工事発注がおくれたこと、また工事の設計の段階で配慮が足りなかったことで、出来形精査により、設計変更により3月末をもって完了したという経過がございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長、補正を組んだものを明許で繰り越したのかどうかというところのこともお答え願いたいと思います。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、23年度の事業は、出来形精査設計変更により完了しております。今回の24年度の専決処分により、その部分を多少工事費には、内容はちょっと変わっている部分もございますが、専決処分により、現在、承認を受けている段階でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、専決処分の重みというのはわからないですよ、緊急災害復旧費ですよ、これはあなたの指導が悪いからそうなる、職員の指導が悪いから。きちんと職員を教育していれば、そんな問題は発生しない。一番、問題はそこなんです。職員を教育するのは市長みずからでしょう。幾らやってもこの問題は進まないけれども、たわ言とか、そういう問題について発言は取り消してください。議長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

主語が問題でありまして、さっきから言っているように、市長が専決処分と言ったのか、それとも本人が専決処分と言ったのか、本人が専決処分ということは、これは不可能なことを言っているんでありますから、それはたわ言の部類ですが、それは事実たわ言ですからたわ言と言っただけで、それから市長が専決処分と言ったのは、それはそういうケースには専決処分しかなんだろうといういわゆる法解釈のことを言ったんだと思います。

だから、主語がどっちにあるかによってわからないんで、私はその場に居合わせていないんで、本人に確かめないと、ちょっとわからないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あなたの職員の教育がなっていないから、そういうたわ言のような話をするんですよ。職員が発言していい言葉があるでしょうが。市長が、なんて私が専決処分なんて言っていないですよ。ただ、専決処分ですと申すと言っただけですよ。そういう発言する自体が間違っているでしょうと言うの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

どうも状況的に聞いてみると、ただ専決処分と言ったということでもありますから、それは、そういう際は議会を開くいとまがないんで、市長が専決処分するというルールだよという、前後をつければそういう話になると思うので、当たり前の話だろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

幾ら言っても平行線だよ、口減らずと言うんですよ、こういうのを。

次に移ります。

宍倉出張所の解体の関係、この問題できのうも質問しましたが、私は、前向きで相手の弁護士といろいろ話をして、何とかまとめたいなというふうな気持ちであります。そういう中で、市の対応、地権者に対して内容証明等を何回も一方的にぶつけまして、まず聞く耳を持たない、そういうことで話は決まらないわけですよ。契約が切れて、地代も払っていない。いわば不法占拠なんです。22年度の予算は不用額にした、23年度については繰越明許で今来ています。そういう

中で、地代はまだ払われていない。あそこの問題は、恐らく大幅設計変更ということになると思うんですが、もう少し指導して、市民に対して思いやりのある対応でもって当たれば、何ら問題なく解決するんですよ。相手の伊ソヤマ先生、いろいろ弁護士と私は話をしました。話をすれば、よくわかるんですよ。それがなぜできないのか、話し合いが。ただ、強引に弁護士が言うから、間違いないんだと担当課長は言っているんですよ。弁護士が言えば間違いないのであれば、裁判なんかはないんですよ、弁護士が悪いと言えば、片方はいいと言うんですから。そんな弁護士とか裁判とかじゃなくて、真剣に話し合えば事は済むんですよ。一方的な話ばかり持つてくるからこういうことになるんですよ。

今度の発注だって、その前に地権者と合意あるいは確認書、覚書でもって発注していれば、これは、何ら問題はない。地権者の方はそれなりに文書でも出していますし、全く一方的な話で、まず聞く耳を持たない。市長は、選挙のときに、人の話を聞くというリーフレット出しているんですよ。この間の話し合いだって、私は、相手の弁護士に対して、弁護士のほうから、責任がある回答できる方を出してくださいよと。私は、責任がある回答しますからと。で、課長以下だ、話を聞いて持ち帰って、また相談する。本当に情けない。大体、工事妨害差しとめの仮処分申し立てなんて出す自体が間違っているんですよ。行政が市民に対してこんなものを出すなんて、本当に言語道断ですよ。市長と議論してもイタチごっこだからしないけれども、部長、今後についてどういう考えを持っているか。まず地代の関係、それからお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

宍倉出張所の関係ですけれども、地代というようなお話があったかと思うんですけれども、この件に関しましては、現在、双方の代理人弁護士を交えまして、地権者の方と協議中の案件でございます。6月5日に話し合いを持ちまして、相手の地権者の方からいろいろ要望等がありました。その場では、直接、結論はつかなかったわけなんですけれども、一たん持ち帰りまして、地代等の内容も含めまして協議させていただいて、回答して了解を得るように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

職員の教育関係について、1点だけちょっと忘れた問題があったんで、起案文書と決裁の重みについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

決裁につきましては、事務処理をする上では必ず必要でございます。決裁は、その区分によりまして、課長決裁、部長決裁、副市長決裁、市長決裁というふうに分類されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

起案文書の中身において、その責任は、一応、決裁した以上は責任があるということで理解してよろしいんですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

決裁欄に決裁を押ししている以上は、決裁を押ししたその上司も責任はあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

はい、その点はわかりました。宍倉出張所の関係なんですが、けさほど電話等で請負業者と、私が電話したわけじゃないけれども、ある方のところへ電話がかかってきていろいろ話しましたが、市長とは、2カ月くらい前にあるところであつたきり、電話でも受けていないと、何の話も聞いていないというふうな話を聞いているわけで、きのうの話と全くつじつまの合わないような話なんで、議場での答弁は責任のある答弁していただきたい。

以上です、終わり。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番、古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

一般質問に先立ちまして、一言申し上げます。

けさほど地元の県会議員から留守電がございまして、あなたの看板、逆西にある看板が切られ

ているから、警察に届けたほうがいいよということで、いよいよこういう情勢になってきたのかなということでございます。

今回、中継が入っているということで、もし看板を切られた方がいらっしゃいましたら、ぜひ、かすみがうら市にどのようなまちづくりが必要かということで、ご自身で一度お考えいただいて、それが、おのずと職員の給与削減や医療費の無料化だけではないということが気づいていただけたらと思いますので、ぜひこの機会に、そういうふうにも一度、ご一考いただければと、僭越ですが、一言申し添えさせていただきます。

平成24年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

宮嶋市長いわく、重要議案の一つとして、中学生以下医療費無料化議案を掲げておられますが、その提案を賛成なのか反対なのかと言われれば、私は、特別委員会の委員長ではございませんけれども、その委員長ではなく一議員の立場から言わせていただければ反対でございます。

その理由は、優先すべきではない過剰サービスのためであります。市長、あなたが、議会の否決を非難している財源がないというのは、改めて申し上げますと、かすみがうら市として、ほかに優先すべき需要があり、現行の医療福祉サービスから拡大に組みかえる財源はないということです。ほかに優先すべき事項は、私が説明することもなく、放射線の影響やこの円高不況に応じた対策でございます。

市民は、これまで医療費無料でなくても、市民の皆さん、応分の負担はできてきたわけでございます。無料でなくとも病院にかかることができているのであります。そういった日本の社会制度でございます。無料などという緊迫した選挙のえさを利用する政治家が、最も私は無責任であろうと考えるものであります。

そして、今や例を挙げますと、生活保護の不正受給を初め、今や過剰な社会保障サービスのひずみがようやく国民目線で着目されてきたわけでございます。

さて、今回は、国の補助として当市は、地方交付税を一般会計150億の4分の1、38億円も受けている地方自治体であるかすみがうら市が単独で医療費無料の過剰サービスを行うことにより、国の補助も必要以上の過剰な供給ができるのならば、さらにはもう一点、人件費も削ることができるのならば、国は、それら状況から補助する必要がないということは、皆さん、だれしもがわかる原則でございまして、これに基づき私は質問するものであります。

また、この医療福祉制度のもう一つの論点といたしまして、外来自己負担金の助成というものが、国の国庫負担の法定の調整として、過剰サービスだから妊産婦を除き廃止するならば、先般の特別委員会の試算額における外来自己負担金助成の廃止額、およそ2400万円、その2400万円に加えて、法定の給付費調整率、7%から14%内の補助復活額が締めて2400万プラス数百万という形で、今回、市長の提案の予算の組み替える手法であると私は考えております。

さらに、医学的根拠からいたしますと、現制度は9歳まで外来自己負担助成金で手厚くしているということでございますが、これは理にかなっているのであります。皆さんもお聞きになったことがあるかとは存じますが、10歳の壁として、子どもが成長する中で、学習能力のこの10歳における壁が問題としてありますが、これに、この学習能力の発達にあわせて、10歳を境として、子どもの健康な発達を担保する意味でも、外来自己負担助成の廃止は、財政の都合だけで決めるべきことではないのであります。

さらに、論点と加えまして、この重要議案とする中学生以下医療費無料化の無駄な部分として私は指摘させていただきます。

それは、国の所得税の医療費還付制度とかすみがうら市の住民税の医療費等控除の制度とこの中学生以下医療費無料化はダブリがございます。まず、所得制限撤廃として提案されておりますが、これを国の施策で例えさせていただきますと、先般の民主党による子ども手当の所得が無制限で、対象者にはすべて手当を支給していたわけでありましたが、この財源を民主党は確保したことにより、ほかのサービスが、弊害が出たわけでございます。公平にできなくなったわけでございます。それは、さらに民主党が高校の授業料無償化もございました。これらにより、小・中学校の校舎耐震化、こちらの予算が、さきの民主党の事業に予算をシフトしたため、耐震化がおかれているという実態がございます。

そのことから、当市の今回の医療費無料化の提案を着目してまいりますと、所得制限を撤廃したために、所得のある方、具体的に申し上げるならば、源泉租税を十分納められている方が、これら制度をよく把握せず、もし当市の医療費無料化を利用した場合に、1月から行われます確定申告の際に、世帯、家族の合算として医療費の中に従来であれば組み込むわけでございますが、この中学生以下の無料化を利用したならばその合算に加わらないのであります。

そして、最終的には所得税から医療費は還付されないということもあり得るわけでございます。

さらには、従来、さきの市民が国税で医療費還付を受けるところが市の税金から医療費を出費してしまう。本来、国の所得税の還付を受けるところが、当市の持ち出しで医療費のサービスを受けてしまう、これは、どう考えても宮嶋市長が掲げられる行財政改革の中の取り組みなのでしょいか。

さらに、その所得の比較的ある市民にとっては、翌年の市民税の医療費控除が受けられるという可能性が低下してしまいます。それにより、市にとっては、現物給付の負担がふえてしまうということになり、市長の言う市民の負担軽減という、かつ、行財政改革の両面で後退することになると考えられるのであります。

子ども手当が、今年度4月から新たに児童手当として、再度、所得制限が設けられたように、所得のある方にまで医療費無料化を適用することも我々は十分検討しなければなりません。

しかしながら、この医療福祉制度の予算の組み替えだけで、我が市の将来を重要議案として語っていただきたくないであります。

冒頭に申し上げた地方交付税という国の補助に恩恵を受けるかすみがうら市は、財政における法定の財政需要として、土木、消防、教育、産業経済等々の各項目の、各単位項目のバランスを図り、当市の可能な限りの交付限度額まで組み立てる宮嶋市長の責任がございます。

また、全国における市長会や町村会が国に要望しております市町村単独医療費助成の減額措置の廃止については、国の財政を憂慮すれば検討すべきものでありますが、将来を担う子どもたちの10歳の壁という問題に対しては、外来自己負担助成を継続するために国が直接取り組むべきと十分考えられるものでございます。

円高不況やデフレ、さらには大震災や放射線問題が加わった中で、この医療福祉制度が市長選挙の公約だからといって、子どもの医療無料という看板を見て、他市から転入してくるような方、中には、保護者の財布の負担が少々軽くなるだろうという、そのようにお考えになる方、さらに

はこの制度が経済的な効果として、病院の需要がふえる、これらが、少子化対策だ、活性化対策だ、これらで中長期的な展望が持てるのではないかという考えは、私からすれば、非常に安直な根拠であろうと思ひ、到底、重要議案としては認めたくないわけでございます。

また一方、我々としても、市長選挙の公約とならば優先順位を決してびりにするというものではありません。しかしながら、この厳しい現状だからこそ復興のために税循環を、そして中長期的には採算性の図れる事業を優先しなければならないのであります。

そして、続いて、宮嶋市長いわく、重要議案の職員給与削減についてであります。

改めて市長から提案された7月以降、今年度内3%から5%という削減率で提案をなさっておりますが、さらには宮嶋市長を支持する議員の皆さんの勧めもあり譲歩したとのことですが、これまで2億4000万の削減目標をおおよそ半分以下とするのでしょうか。財政健全化、医療福祉の財源、今年度の歳入欠陥と理由も二転三転し、一体、宮嶋市長、何のために削減を求めているのか、さらに提案目的がぶれて、理由のあいまいさがさらにあらわれた今回の提案であります。

今回も、唯一伺えることは、職員との労使交渉の合意も取りつけることなく、トップダウンで市長の権限を誇示した宮嶋市長、あなた自身のメンツのためだけに下げるということではないのでしょうか。

また、市長選挙から訴えてきたかすみがうら市の財政破綻がしっかりと証明できるのならば、議会の同意も職員の同意もございましょう。しかしながら、この長引く景気の低迷において、公務員の身分保障、市長がおっしゃる既得権益、これらに対するバッシングで市民の支持を取りつけようとする私からすれば冷酷な手段から、宮嶋市長の資格を疑わざるを得ないのであります。

職員の給与を削るばかりが先行し、毎年1億円ずつもふえ続ける当市の国民健康保険会計、これに充てる、さらには景気の悪い時代に汗水垂らした市民の血税をサービス過剰で医療費無料と無節操に充てる、これらつけ焼き刃の人気取りをねらう施策が市の将来に何となるのか、これが議会で否決され続けてきた理由でもあります。

そこで、今回、改めて財政の技術的な部分を尋ねるものであります。今国会における復興財源に充てる国家公務員の7.8%の給与削減に倣うという当市の削減案が、さきに述べた地方交付税算定において必要経費としてどのように影響があるのか、お尋ねするものです。

そして、ことしの3月以降、議会リコール騒ぎを起こしている張本人として、市長として、責任という言葉をごどのように考えているのか、これだけの騒ぎ、醜聞から当市がどのような損失になっているのかととらえているのか。

例を挙げるならば、家族会議で反対され、否決された宮嶋市長は、その家族をリコールされるのでしょうか。社内会議で社長が従業員に反対されて否決された宮嶋市長は、その従業員をリコールするのですか。何のために賛成と反対というものがあるのでしょうか。市長、あなたは、かつて霞ヶ浦庁舎建設を住民の立場で反対し、賛成した我々議会の議員を権力の横暴だとのぼり旗までつくったのは何だったんですか。

出島村長で、出島村長選挙で村長2期目を目指したが、市民に多くの反対票を投じられたのは何だったのですか。これだけリコールで無用な騒ぎを起こし、市外からよい評価があると本気でお考えになるのですか。リコールが市民にとって積極的な活動であると本気に考えていただけるのでしょうか。

さらには、これまでの施政方針において、地域活性の意思として肝いりで取り組んだ東京都板橋区の outlet における失敗から今年度予算を実行し、今後、どのように地域活性をねらい、取り組む意思があるのか、改めて問うものであります。

当市発注のシルバー人材センターの仕事を切り、複数年契約で一括管理をさせた業者が、植栽管理を十分できず、植木を枯らしてしまったことが民間事業者による能率的な向上であるのですか。さらに、その植木を枯らした業者が、予算を増額させて、当市の運動公園の一括管理をさせることが地域の活性化なのでしょうか、改めてお尋ねします。

第1点目として、医療費無料の独自追加による国補助の減額について、社会保障の独自施策追加の費用対税収効果、地方交付税等の減額算定について市の考えを伺います。

2点目として、人件費削減による国補助減額算定について、人件費削減による地方交付税等の減額の考えを伺います。

第3点目といたしまして、リコールで混乱を招く損失と責任について、市長がリコールを先導していることによる損失と責任の所在についてお尋ねします。

4点目として、地域復興・活性対応の言語明瞭、意思不明について、地域の復興と活性については、発言があるものの、選挙公約の固執で、計画と実行が、棚上げ、不明となっているが、改めて雇用対策など市長の意思をお尋ねします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、医療費無料の独自追加による国補助の減額については、市民部長及び市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、人件費削減による国補助減額算定については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目のリコールで混乱を招く損失と責任についてお答えいたします。

市民の権利であるリコールは、市民の意思を示す大切な制度であり、市民が意思表示することに対し、市の損失や責任の所在はどの質問はそぐわないと考えております。

4点目の地域の復興と活性化についてお答えいたします。

地域振興の活性化は、本市で働き、本市で生活を営まれることが前提であり、雇用対策は重要な政策であることから、市内の企業や新たに誘致する企業に対して、積極的な市民の声を促すため、就業の環境整備を整えております。

具体的には、条例による設備投資や雇用の助成、さらに固定資産税の免除など、優遇措置を設け、県と連携を図りながら、情報を広く発信し、企業誘致及び雇用の促進に努めており、ある程度の成果が上がったものと考えております。

また、雇用の安定化を図るため、市内の中小企業に対し、経営の合理化と近代化への意欲を促

進するよう、経営診断や経営指導などの活動を行っている商工会への支援は継続してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

1点目の医療費無料の独自追加による国補助の減額についてお答えいたします。

国や県におきましては、市単独事業として医療費無料化を行った場合、一定の波及効果から医療費の増加が考えられるため、その単独事業影響分を国民健康保険特別会計における医療給付費等負担金及び調整交付金等の算定上、調整することで、減額の対象となるものであります。

減額部分につきましては、一般会計から医療福祉費波及分としまして繰り入れ補てんすることで、国民健康保険特別会計の収支が保たれることになるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

1点目の医療費無料の独自追加での地方交付税の算定についてお答えいたします。

このようなケース、いわゆる普通交付税で算定されない単独事業におきましては、特別交付税において、特殊財政需要額に積み上げることとなります。しかし、需要額の報告額がそのまま特別交付税となることはありませんが、ある程度は反映されているものと考えられます。

現段階で、医療費を無料にすることによって、地方交付税が減額となることはありません。

2点目の人件費削減によって地方交付税が減額されるかという点についてお答えいたします。

地方交付税の算定において、人件費については、単位費用として1人当たりの額が決まっておりますので、人件費のうちの特に職員の俸給の上限に左右されるものではございません。

それから、国家公務員の給与の関係でご質問いただきましたけれども、確かに平成24年2月12日、産経新聞等におきまして、政府が、8.03%の国家公務員の給与削減にあわせ、地方公務員にも同程度の削減を促すために、自治体の給与財源にもなっている地方交付税は減額する方針を固めたとの報道がありましたが、どのような措置で減額するとか、今の段階では示されておりませんので、今の段階で影響はございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、医療費の無料化について2回目の質問でお尋ねします。

改めて、確認の意味でお尋ねするものですが、この医療費無料化の財源、これは、相変わらず、職員の給与削減を充てるということで間違いはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

医療費の財源につきまして、すべての歳出の項目について、例えばこの道路については、一般財源の負担分については、どこの費用を持ってくるのか、いわゆる歳出についての色はついておりませんので、歳出歳入がバランスしていれば、それで、トータルで財源と費用と、こういうことになるわけでありまして、要するに色がついていないということですから、これがこれということはないわけです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、市長がおっしゃるとおりでございますけれども、市長は、市民にアピールするときは、職員の給与を医療福祉に充てるということで、便宜上そのようにご自身の効率的なPR方法としてお使いになっておりますけれども、実際は、今、宮嶋市長がおっしゃったとおりでございます、当市には、さまざまな財源がある程度は残っており、さきの繰越金や復興基金の積立、そういった現金をもとに、さまざまな社会保障制度から土木事業費、教育といろいろ資金繰りを行って行くわけでございます。

そこで、先ほど1回目の質問でお尋ねさせていただいたんですが、今回の外来自己負担助成、これを小学校4年生から中学生までの所得制限なしという医療費に充てるということでありませけれども、先ほど申し上げたおよそ外来自己負担金、妊婦の方を除いた金額2400万、それに、先ほど市民部長から答弁をいただきましたが、医療給付費の国庫負担の調整の変動、これを合わせますと、ざっくりとして、2500万、600万というような向きでございましょうか、その財源を実質、余分なお金を追加させることなく、現行の医療制度の組みかえをする、そういう場合に、特別委員会の中でシミュレーションしているのですが、所得制限を設けて、中学3年生まで対象者を伸ばす、さらにもう一つ、対象は小学6年生までとして完全無料にする、こういった選択肢も、今、特別委員会の中にあるわけでございます。

今、市長にとっては、今、申し上げたような提案というのは、全く考える余地はないのですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、ありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が、以前、3月の定例会中であつたかと思ひます、議長のご自宅や私のご自宅にわざわざお一人で訪問して、その当時は、元職員の議員をリコールしたいということで、いろいろ画策されていたようでございますけれども、そのときに私の応接間のほうでお話ししたときに、もし賛

成いただけるのならば、私が先ほど申し上げたような所得制限、さらには確定申告における医療費の還付等と、そういった制度のすり合わせを検討してもいいんだ、そういうお話はいただいたんですが、今はそういう気持ちは毛頭ないということでございましょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のお宅に伺ってそういうお話をしたかどうか、ちょっと定かではありませんが、今は、全くそういうあれはございません。提案している内容でご検討いただければよいかと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長も、議会をリコールするんだとこれだけ訴えられては、なかなかお立場的にも軌道修正するということはぶれてしまいますので、せめて今回の職員給与の3%から5%の給与削減ということにとどめたいのでありましょう。

私は、先ほど申し上げたとおり、当市の持ち出し、それと国の所得税から還付を受けられる、これは、市長の行財政改革の中で、私は、どう考えたって、なるべく市の持ち出しは少なくして済む選択をお選びになると思うんですけれども、そのような実態があっても、市長は、当市が自腹を切って、所得無制限でサービスを無料として市民に提供したいというお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得制限を新たに設けるという考えは全くございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

せっかく私が、ここで医療費福祉制度に反対した議員の意見をまとめてここで質問しているわけではございませんけれども、その11分の1として、ひとつご提案申し上げても、市長はこの正式な本会議の中でも話し合いをするつもりがない。まるで、市長がお嘆きになっている職員組合との交渉、全く同じ、私も嘆くばかりでございます。

市長、市長は、市民、有権者の半分の支持を得て市長になられたわけでございます。そういった経過も踏まえて、そこで肩を張り過ぎることなく、いま一度、かすみがうら市の将来のために、こういった正式な場で、考え方を歩み寄るという姿勢は、持つつもりは毛頭ないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会の方の小6までに縮小してはどうかというご提言ではありますが、私は、小6までに縮小して議会を通していただきたいということではなくて、あくまでも土浦と同様に、中学3年生まで

の医療費の無料化を実現したいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が、そのかたくなにこだわるとともに、土浦に倣うという、土浦と当市は、私が言うまでもなく、全然、産業の積み重ねが違うわけでございまして、行政界の大きさは同じくらいかもしれませんが、人口も全然違う、財政力も培ってきたものが違う、そういったところに、何も背伸びをして、制度を合わせるということではなくて、もっとかすみがうら市に合った住民サービスというものが、私は、もっと落ちついてゆっくりにお考えいただければあるものと申し上げておきたいというところでございます。

市長の先ほどからの答弁の意思を伺いますと、ここですぐさま考え方をもう一度検討してみようというのは、なかなか難しいのかなと察するところでございますので、ほかの件についてお尋ねするものです。

先日の全員協議会で、健康増進計画書、これが保健福祉部のほうから配布されました。こちらにつきましては、本来ならば、日付は24年の3月、前年度末で、後期基本計画とともに本来は提出して、予算の根拠などと一緒に効率的な説明をいただくものでありましたけれども、その健康増進計画書、市民にとっては非常に大事なものでありますが、そのようなこの6月に至って、3カ月おくれの提出、さらには市長が掲げられておられる医療費無料化と特段の整合性は見受けられませんでしたし、説明もございませんでした。

こちらから説明の省略を話した経過もございませけれども、私は、こういう健康増進計画書、ここに立派に、市長は、選挙公約の中3以下医療費無料化、これを組み込んで、我々議会に説明するのが道理であろうというふうに私は思ったわけでございまして、ほかの議員も同様に多くの方が思ったものと察する次第であります。

なぜこの健康増進計画書、そんな縦割りの、一つも効率的な説明もなく、ただ単に配布、総合計画との一体性のアピールもなし、市長が看板に掲げられているものだけでも、私は、十分その計画書に組み入れて説明すべきであったと思うのですが、なぜそれができなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今の健康増進計画のほう、議会のほうにご説明する点、昨年度末にできているにもかかわらず、6月になってしまって、この点につきまして、おわびさせていただきます。

昨年度中に発注して、いろいろアンケート等、中身についていろいろ作成しまして、その中で、どちらかといいますと、健康増進課を中心としまして、生活習慣病、こっこのほうの改善ということを中心にした計画書ということになっておりまして、医療福祉のほうとちょっと関連したものはございませんが、総合計画のほうに関しまして、多少、整合性がとれていないところがある、漏れているところがあるということであればおわびしたいと思います。

本当に、提出のほう、議会のほうに、もっと早目に、提出すべき、ご説明すべきものだという

ふうには今は反省しているところでございます。

申しわけございませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長と鈴木部長の答弁からして、いかに選挙のエゴだけであるということが証明されたのかなと申し上げておきたいと存じます。

また、この医療福祉制度、本当に市長が重要議案と掲げられるのであれば、もっと医学的根拠、1回目の質問で申し上げたとおり、子どもの発育として、10歳が一つの通過点であるという点を踏まえて、今の現状の外来自己負担助成について、財政的な都合だけでなく、健康増進課でもいい、企画でもいい、そういったところで、特命で検証させる、私は、本当に市長が重要議案とするならば、こういった医学的根拠も大事にしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、今回、この医療費無料の独自追加ということで、先ほども市長会や町村会の例をご説明申し上げましたが、さきの特別委員会においても佐藤議員が、国会の共産党の高橋衆議院議員でしょうか、いろいろ厚生労働委員会の中において、何代にもわたっての厚労大臣に、ここまで無料ということに取り組んでいる市町村が多くなっているからには、この減額調整を廃止してはどうかということを繰り返し訴えられているようですけれども、各大臣の答弁は同じで、財政が十分確保できるならば実施したいけれども、やむを得ない措置だということで、答弁が国会の委員会の議事録に記載されてございます。

当市にとっては、国民健康保険、さらには介護保険、これらの会計、各おおむね1億円ずつ毎年ふえている。もう当市発足以来こういう状況です、毎年1億円ずつです。今後、どうしても必要な経費、これが当市の財政を確保する上で非常に重要だというふうに考える次第なんです。そういったところに、市長が選挙公約で掲げられておりますけれども、そこで現予算をさらに追加して、制度を拡大するのではなく、市長が、いろいろな根拠に基づいて、マル福の医療制度を組み立てて、本来、市長が充てたかった中3までの所得無制限の予算は、そういった国民健康保険や介護保険、各1億円ずつふえている、こういうものに備える、基金に備える、こういうものが本筋ではなかろうかと申し上げておきます。

市長も、ここまで、中学生以下の無料に、医療費の無料に固執されておりますので、最終的には市民の皆様にお選びいただくことであろうと私は思う次第であります。

これをごらんになっている市民の皆様には、今、私が申し上げた実態をよくご理解いただいて、かすみがうら市のあるべき、歩むべき道を選んでいただきたいというふうに思う次第でございます。

続いて、職員給与の削減についてお尋ねいたします。

先ほどの市長公室長の答弁においては、大きな変動はないという答弁であったというふうに、私は理解いたしました。しかしながら、ここ数年の厳しい財政状況の中で、地方分権以後、各市町村は、厳しい経済状況の中でおのおの努力されており、国もその努力に対して交付税措置をしようという制度があったかと思えます。こちらにつきましては、頑張る地方応援プログラムという名前だったかと存じますけれども、2007年あたりだったでございましょうか、そのあたりから

の当市がこれまで取り組んできた行財政の財政単位として評価されたというものは、どれぐらい実績として地方交付税に反映されているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税の中で、普通交付税と特別交付税がございますけれども、地方交付税につきましては、決算額とか予算額とか、そういった数字は一切使っておりません。国等で示された基準に基づいて、基準財政需要額、基準財政収入額をはじいて、計算して入ってくるのが普通交付税になります。

それから、特別交付税につきましては、例えば災害とか、特殊な事情があったときに交付されると。今回の医療給付事業、一般単独事業についても特別交付税の請求項目には該当すると。ただし、私たち地方から特別交付税の請求をするに当たり、項目で積み上げて請求はするんですけども、答えというのが、これは幾らです、これは幾らですというように返ってくるものではございません。特別交付税は幾らというふうに返ってきますので、請求の中で、先ほど申しましたように、金額が幾ら入っているとはわかりませんが、入っていると思われるというふうにご答えたのが先ほどの答弁でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、請求する前には幾つもの項目で請求するけれども、国から入ってくるときには一つのお題目で入ってくるから、仕分けができないという意味ですか。

○市長公室長（川尻芳弘君）

特別交付税については。

○議長（小座野定信君）

はい。5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、今の頑張る地方応援プログラムというもの、これも、宮嶋市長の前からも、いろいろ適正管理など、行財政改革も取り組んでおられましたので、私としては、いろいろ国・県と査定する中で、そういった項目ももちろん査定としてあり、そういったものを議会にやはり報告すべき義務があると私は考えております。

また、先ほど来、答弁で、普通交付税と特別交付税の答弁がございます。財政需要ということで、国で、ルールが、各項目、1回目の質問で申し上げたような教育、消防、産業経済等々、あるわけがございますけれども、当市は、自信を持って、この財政需要、十分に交付税を受ける組み立てしているのか否かということで、市長にその責任があるとして、1回目、お尋ねしましたけれども、市長公室財政として、そういったご自信はいかほどお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税と予算編成の違いにあるかと思うんですけども、地方交付税につきましては、先

ほど言ったように国の基準がありまして、市町村の場合には、10万人都市を想定し、面積等も決められて、そういった基準で出てくるわけです。

したがって、計算はしておりませんが、一つ一つ例えば国の基準に基づいて、先ほど古橋議員が言いました消防費であれば、基準は幾らですよ、それよりも当市が、それにお金をかけているか、かけていないかによって、かけ過ぎてしまえば無駄なのか、かけないでもらっていただければという判断になるかと思えます。

もう一つ、予算編成上の問題ですけれども、一般単独事業につきまして、今回、交付税については、支障がないよというふうに答弁しましたが、予算編成上は、当然、一般単独事業ですので、今までと同じ予算編成をしていたのでは、今までこれだけしかないものの、新規の単独事業が新たに当然出てくれば、どこかの部分に弊害が出てくるのは当然だと思います。

ただ、その当然ではなくて、国庫支出金、県支出金、起債事業とか、1円のことを1円で使うのではなくて、1円のことを少しでも多くの金額をつけることによって、予算編成が組み立っていくのかなというふうに考えていますので、その辺で、大変、ちょっと該当しないような答弁になってしまいますけれども、その辺を極力心がけて予算編成していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

もし、せっかく、この中継をごらんになっている人がいたら、地方交付税ばかりの話ではちょっと飽きてしまうかもしれませんので、なるべくこの部分は早く進みたいと思いますので、もう一点ほど確認しておきたいのですが、市長は、先般、消防に関して統廃合を行ってきました。

しかしながら、この先般の東日本大震災において、いろいろ防災無線など、消防費などに盛り込まれて、消防費という科目については、比較的、今年度、前年度においてはついていうふうには察するところなんです、この市長が、取り組む消防の、消防組織の統廃合、消防団も含めて、こういうものは、今の地方交付税法の中の毎年度、補正係数というものは、いろいろ情勢にあわせて変動していると思うんですけれども、そういう中で、宮嶋市長がこれまで消防の縮小に取り組んできましたけれども、そういったものは、地方交付税の算定において、今回、人件費ということでお尋ねしているのか、人件費ということも含めて、例えば今年度であればどういふふうには算定を受けているのか、ご説明できますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

ちょっと的を射た答えになるかどうかかわからないんですけれども、平成23年度の実際の算定におきまして、消防費用を例にとりて説明したいと思います。

標準団体、先ほど言いましたように、人口10万人として交付税のほうは算定になります。その中で常備消防費が、7億4643万7000円が組み込まれております。そのほか、緊急業務費としまして2億5880万1000円、非常備消防費が9758万8,000円、活性化推進事業、新型インフルエンザ対策等住民の安心・安全に係る消防救急体制の強化に関する事業が2007万4000円、合計11億2290万

です。内訳は、給与費が9億965万、その他2億1325万となっています。これを10万円で割り返します。そうすると、1万1200円となります。この額が消防費の単位費用というふうになります。それから、測定単位は人口となり、合併算定外の旧霞ヶ浦町の人口1万7896人、補正係数1.434を乗じて、さらに単位費用1万1200円を乗じた金額2億8710万1000円が我が市の基準財政需要額となっています。

また、旧千代田町は、同じように計算していきまして、6億7400万5000円が消防費の基準財政需要額というふうに割り返してきますので、先ほど言ったように、当市がこれにもっとお金をかけているんだとすれば、無駄だというふうな話になってくるのかなというふうに感じます。以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ごらんになっていただいている市民の皆様には、内輪のような数字の話になってしまって、まちづくりからちょっとそれているように見受けられてしまうかもしれませんので、私、こういう議会の中では、細かい数字というよりも、前年からどういうふうに数字が変動しているのかという、そういう答弁だけでいいですよ。ほかの議員さんには、中には数字が欲しい方もいらっしゃるかもしれませんが、我々は、流れがこういうふうにふえているとか減っているとかという、そういうものをつかめばいいので、別に細かい数字は、私は求めません。

私が一番欲しかったのは、宮嶋市長が消防を縮小させているから、この二、三年の形はどう変動しているのかという、そういう説明が欲しかったわけです。多分すぐには出ないでしょうから、また機会がありましたら答弁をしっかりといただきたいと思います。

そして、この職員給与削減に戻りますが、市長が、ブログのほうで、民間との金額差という部分を今回の提案でさらに比較なさっております。本来ならば、その提案の中で審議するところではございますが、私も、通告してきた中で、一部、時間をとらせていただきたいと思います。

その市長のブログで案内している民間の額、これは、いわゆる民間企業さんの役員報酬、さらには経費の中で、比較的その役員の皆さんがお使いになれるような、そういったものも加味した数字なんでしょうか。それとも、お察しする中では、ただ単に税務課の統計的な数字である、その中に役員報酬の形が十分加味されていればいいんですが、その点をお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私のブログの最近のブログですかね。最新のブログで出させていただいているのは、市の税務課で調べている申告書からのものがございます。民間といわゆるブログの中の市の給与生活者の平均給与額、415万だと思っておりますが、あの給与額というのは、かすみがうら職員は平均560万ですが、市民平均でいくと給与生活者は415万ということになっています。その415万の中身は、もちろん市の職員も入っています。市の職員の分も入っていますから、市の職員は560万ですから、その分、平均給与は民間とは違います。さらに、今度いわゆる事業所得者、事業所得者と給与所得者の平均数字が出ています。それが286万です。市の職員の約半額ですが、268万、これは、い

わゆる法人の役員とか何かというのは関係がないです。法人の役員であっても、役員報酬で取っているものは、それは給与とみなしていますので、給与のほうの平均に入っているはずでございます。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

であれば、ぜひ、次の議案の質疑の中で、そういった役員の報酬も、時間の限りの中でお調べいただいて、市長がそういう形でご提案なさるのであればお示しいただければというふうに申し上げます。

それから、当市が前回の臨時会において、私は、市の一般会計の中の人件費だけではなくて、全会計の中の人件費比率で、できることなら県内の44市町村を比較させてくれということで通告したんですが、提出いただかなかったんですが、それは、どうですか、市長はお持ちでないでしょうけれども、執行部として、私に、何かそういうもの、説明できる形はありますか、今回こういう人件費のことでお尋ねしているので。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

総務部長（小貫成一君）

前回の古橋議員さんの中で、一般会計の人件費比率はお示しできたんですが、全会計の人件費比率は、お示しできなかったのは事実でございます。今現在も資料としては持っておりません。以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、再三お会いするたびに、「どうなんだ」というふうに確認しているんですから、次の議案質疑の中で、必ずその数字をつくってください。

それから、この当市の現状の中では、消防士の皆さんの給与の割合、さらには保育士の皆さんの給与の割合も高い。そういったところで、市長が前の市長から引き継いで進められている民間保育所、これは、保育所の保育士の皆さんの意思、そういったものを私は、聞いて歩いたことはありませんけれども、この単価の違いというのものも、今の国の流れからすると、推進してもよろしいかなという方向でもあるんですけれども、今、さくら保育所のほうを民間の方向で進められておりますけれども、今後としては、ほか保育所、どういうふうにお考えになっているか聞きたいんです。

この理由は、先ほど地方交付税の算定の中で確認すればよかったんですが、幼稚園は教育という項目の中に入っておりますけれども、保育所はどういうふうに入っているのかということも、この場をおかりしてお尋ねしたいと思います。ですから、市長が、今後、その人件費を小さくしていきたいという考えの中で、さくら保育所に限らず、ほかの保育所で、保育士の皆さんの処遇は、またいろいろ方法はあるかと思えます。そういうことも含めてどういうふうにお考えになっているのか、それと、地方交付税の算定の中で、保育所がどういう位置づけになって

いるのか、この2点をお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保育所の民営化であります。保育所の民営化は、順次進めるということで、ずっと行政はそういう方向で動いているわけです。今回、さくら保育所が来年4月からということになっていますが、基本的には新規採用の保育士をずっととめていますね、採用をとめています。正職員のいわゆる保育士で、正職員の身分を持つ者が一定数あるわけですが、その方々が高齢化してだんだんやめていきます。ことしも、ことしの3月も相当数やめたわけですが、新規採用していませんから、正職員の保育士はどんどん減っていきますね。最終的には、全部、民営化になりますので、全部、民営化になった時点では、いわゆる正職員の保育士はほとんどゼロに近い状態になる。ただ、全くゼロになるかということ、そうはいきませんので、その境目のところ、民営化が完了して、その時点でゼロになるかということ、それは、少しは残ると思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そのお考えが、長期的なものなのか、市長の政策のように、任期内にできる限り進めるものなのか、どちらなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的には、民営化のほう、いわゆる既定の速度ですか、既定の速度を特別急ピッチにしるという指示はしておりません。ですから、既定方針は、ことしの4月から、さくら保育所は、私の就任したときは、既定方針として、ことしの4月には、もうさくら保育所は民営化になっているはずだったんですが、昨年秋ですか、説明会を開いた中で、もう少し周知徹底を図ったほうがいいのではないかという市民の方のご意見を踏まえまして、1年延ばした経過がございます。

ですから、急ピッチで進めるという方針を強固に持っているということにはございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、市長が重要議案としてごり押しをしていくことと、今、保育所を進めるこの歩幅が、余りにもギャップが違うので、私はちょっと首をかしげてしまうところなんですよね。保育士さんの中には、もう天職だと思って子どもに接することが好きな方も中にはいらっしゃるかもしれません。しかしながら、雇用を守るという点では、同じ市役所の職員ですから、処遇のあり方というのはいろいろあると思います。

私は、そういうことこそ率先して取り組んで、その次に、それでも人件費を考える余地がなければ、その削減とかという方法があると思うんですが、そういうのをもっと積極的に進めると、私は、もうちょっと市長の考えに賛同している部分もあるかもしれません。この保育所の民営化

については、佐藤さんとか、異論がいろいろありますから、これぐらいにしておきまして、私として、今回、この職員給与の削減について、これも議案の中で聞くべきことなのかもしれませんけれども、非常に期間が短いんですね。その理由は、第一歩としてやって、また率を相談したいということなのかもしれませんけれども、私は、市長が本当にこの消極的な騒ぎを望んでいるのであればまた別ですけれども、同じ人間ですから、同じ血が流れているわけですから、もっと前向きな方法というのが、いろいろこの当市の状況においてあると思うんです。

例えば、千代田庁舎の復旧の財源、今回、設計だけということですが、実際には、報告は聞いていませんけれども、財源がないというのが正直なところだと思います。

そこに、やはり当市の職員、我々もそうですけれども、事務所として使わせていただいているのですから、応分の形というのは、協力したいという考え方もあると思うんですね。ですから、私ならば、これは、職員組合、法定の組合がどうするかどうかはまた別として、例えば2%程度を5億弱、千代田庁舎の復旧に必要であれば、5年とか6年とか、2%ぐらいの数値を基準に、継続して協力してもらえれば、復興・復旧財源として市民の皆さんにも納得いただけると私は思う次第であります。

今これだけ市長が消極的な騒ぎを進めていますから、もう痛み分けしろというような市民の声が大分聞こえております。もう理由は問わず、もう手打ちにしろという、そういうお考えを聞きます。そういった中で、私としてひとつ提案をさせていただくものです。

そして、市長にとって、リコール、もう時間もありませんので、こちらについては、答弁が非常にあいまい不明でした。私は、市長が先導したからには、それ相応の責任というものはあつてしかるべきだというふうに考えております。市長が、この議会にリコールを突きつけながらも、我々は、こういった真摯にまちづくりのためを思って、市民のためを思ってここでただしているわけです。そういった状況の中で、市長が、責任の所在もどこにあるかわからないような答弁をしていてよろしいんですか。私に責任があると言ったってよろしいんじゃないですか。リコールがうまくいくか、住民の皆さんがついてくるか、それは否か、さておいて、最終的には市長の責任ではありませんか。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長、2点ほどの質問です。1点目は、おわかりでしょうが、職員組合との労使交渉の際に、そういう庁舎の復興財源として使うのであるから、皆さん、協力してくれてはどうかということをお申し立てはどうかというご提案です。それに対しての答弁です。

2点目は、リコールに対する最終責任は、どこに、だれにあるのかというご質問です。具体的に、簡単にお答えいただきたいと思います。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合との交渉ですが、これは過去5回やってきたわけです。このもちろん震災前からやっているわけでありまして、最初は2年程度で、今年度、平成24年度の当初までには10%削減を目指したわけでありまして、そして最初は5%からスタートして、ずっと何回か交渉経過を踏まえて、最終的に3月議会で、7.57ですか、それをやれば10%に達するということで、積み上がっていったものです。

そういう経過の中で、今回、職員組合に、7月20日だったか25日に提示したのが、それをバー

ゲンセールをやったわけですね、半分にしたと。そういうことで、バーゲンはやったんですが、いまだに回答がもらえないと、そういうことでございます。ですから、もう既に50%のバーゲンはやっていますから、これ以上のバーゲンは、今はないと、それがまず1点。

それと、リコールの責任の所在であります、これは、全国あちこちでこういうことはあるわけですが、だれの責任とか、そういうことではなくて、これは、リコールというのは、法的に認められた市民の、私も市民ですが、市民の権利ですから、それが法的手続にのっとって実現できれば実現する、いわゆる法定数に達しなければ実現できないのであって、実現したから責任がなくなったとか、実現できなかったから責任を問われるとか、そういう問題ではないです。全然、次元が違います。これは、いわゆる民主主義の一つのルールですから、法的に認められたルールですから、それについて、責任を問われる、だれが、市長がやろうが、あるいは議会主導でやろうが、市民主導であろうが、市長が1人でやってできるわけではなくて、市民が最終的にみんなでやるんですから、私も、今、リコール実行委員会の一員としてやっていますが、そういうことでありますから、私が1人手柄にしろとか、責任をとれとかと言われても、勝ったから、責任、手柄にするつもりも全くありませんし、定数にいかなかったら、じゃ私が責任を問われるということもないと思います。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁から、市長は、責任は負いたくない、こういう答弁であったらうというふうに私は理解いたしました。

続いて、いろいろリコールについてもっとお尋ねしたいところではありますが、時間もございませんので、最後の質問の地域の活性の意思です。

私は、市長の重要議案よりも、経済・雇用対策、さらには先ほどの栗山さんの質問にもあったとおり、放射能についての対策であります。これから我が市が立ち向かわなければならない、国ばかりを頼りにしてはならない、こういう状況の中で、市長が、これまで付録のようにしか私には見えませんでした、施政方針の中でうたってきた経済対策、先ほどの答弁にもありましたけれども、実際には総合計画の各章の中で、経済産業の予算なんて、本当に微々たる割合なんです。市民の皆さん、医療福祉、職員の給与よりも、やはり皆さんの所得が安定して得られる、雇用の安定、生活保障、経済の活性、こういったものが市民の皆さんには必要だというふうに考える次第なんです、私はこれこそ最重要議案だというふうに思う次第ではありますが、いま一度、今年度、市長は、施政方針にこだわらず、年度途中からも、いろいろなアイデアが、お考えがございましょうから、改めて今後、市民のためにそういった皆さんの雇用の安定、経済の安定のためにどう取り組まれるか、具体的なお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申しましたが、いわゆる企業の優遇税制とか、そういったものは、もちろん振興策であります、しかし、今、何といても、さっきも栗山議員の一般質問でもありました

ように、当市にとって今最大の問題は、放射能が与える市の農産物であるとか水産物、これに対するいわゆる風評被害が大きく影を落としていると。これは、国レベルの円高とか、そういう話になればまた別ですが、当面、この農水産物の農水産業におけるこの問題というのが最大であろうと思います。

これに対しては、やっぱり時宜を得た対応していかないと本当にとんでもないことになる、そういうふうに認識をしております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、そういうべたな答弁は、宮嶋市長、いろいろ動きがいいという中で、非常に期待したんですけども、がっかりしました。

いろいろスポーツ管理など、ご指摘はさせていただきました。それが本当に地元に住む市民のためになっているのかどうか、いま一度、来年、再来年問わず、長期的にわたって市民が、みんなが丸くおさまるような経済、さらには市長が申し上げるような放射能の対策、放射能対策も、第1次産業に限らず、2次産業、3次産業にも影響があるわけでございます。

2次産業、3次産業は、法人として大きい税金も納めているという立場であります。売り上げにかかわらず固定資産税は同じです。税率は、1次産業の皆さんともまた違った税率を課されているわけです。そういったところも十分精査いただきまして、今後のリコール活動ではなく、かすみがうら市のためにご活躍をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

会場整理、また質問者交代のため、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 3時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市政が発足して、ちょうど2年が経過をいたしました。その間、いろいろな問題がある中、我々の議員の選挙が、法定で26名の中、16名という規制を受けて、当選をしてまいりましてから1年5カ月がたちました。いろいろ宮嶋さんも、改革だ、改革だということでいろいろなことをやってきましたけれども、職員採用等については、古い因習から切る、こういうすばらしいことも1回はしましたけれども、二度三度は、これはまずい。しかも、宮嶋市政が誕生してから、も

う職員の数だって70名以上の方がやめておられる。その費用は約5億円が削られているわけであり。そういう中で、改革だ、改革だと言って、石岡斎場の問題、または学校統廃合の問題、水道の問題、さらには昨年3・11の件から放射能の問題が大きく出ております。特に放射能は目に見えない我々の敵であります。それらは、1年を経過しても、ことしは、私どもがやっている観光農業ですら一人の予約もない状態であります。

農業を初め、各産業にまでいろいろな面で放射能の問題が重要視されているとき、きょうも、栗山議員、古橋議員からも放射能の問題が出ましたけれども、重要な問題のときにいろいろなことを議員が、私の意見に従わないからリコールする、こういうことで、毎日のように宮嶋市長は、みずからマイクを持って、リコールを唱えているようでもありますけれども、そういうことではなくて、もっと重要なやるべきことがあるのではなかろうかなと思います。

特に、ブログの中では、そして広報の中では、宮嶋さんのいろいろなパンフレットの中では、学歴をも語り、そして行政が全く明るいというようなことで住民を愚弄してまいりましたけれども、その中では、私は、いいところはいいと言っていますけれども、大体が、人道的立場に反するような行為ではなかったかなと思う点が多々ありますので、私はそれらについて通告に従いまして一般質問を行うものであります。

石岡斎場の問題については、前回も質問いたしましたけれども、宮嶋さんは石岡斎場の改革ということで言われましたけれども、何ら住民との相談もなく、一方的に自分の考えだけで、炉は5基、そしてセレモニーホールは要らない、このようなことで進めてまいりました。やっと6基ということで折がついた。ところが、改善に改善をしろということで、4億3000万円のところ特別交付金、特別交付金は、78%が、これは県からの交付金で来るわけであり。それなのに、交付金を入れて3億9900万円で、手を打ったということで、石岡の斎場のセレモニーホールは、一般の人は使うことが、かすみがうらの住民は使うことができないのであります。しかも、火葬炉は、6基ということで、承諾したということで、石岡、小美玉の市長さん方は、どういう考えで承諾したかわかりませんが、妥協したと。石岡斎場では、ただこういうふうにと妥協したという報告で、まだ会議が開かれておりません。

そういう中で、火葬炉は、3体の火葬をしていますと、4体目の火葬のときには、付き添いの家族は、外で待つか、雨の中、雪の中でも立っていないてはならない、このような状態であり。セレモニーホールは、前回も申し上げましたけれども、規定で言えばまだシミュレーションが出ておりませんが、石岡、小美玉の使う人の6倍、さらには話を聞けば10倍と言われております。このようなことでは、今この激動の世の中で、明治、大正、昭和、平成と生き抜いた人たちが天国に行くときには、何でもかまわない、焼ければいいんだ、ごみ同然のような考え方でやられたのでは、これは人間の尊厳というものがなくなる。もっと人間の尊厳を重んじ、そして今まで培ってきた各町村とのきずなを大事にしなければならないのではなかろうかと思えます。先般は、そんなことを言われたって、意思是、変える気はないと私に答弁していますけれども、それでは3体以上の火葬をするとき、それらについては立ちん坊で焼けるまで待たなければならない。そうすれば、二期工事ということが当然起きてくると思えますけれども、宮嶋市政がやっている限りは、二期工事は望めないのではないかな。そして、セレモニーホールも使うことができなくなれば、宮嶋市政は、出島地区が民間団体だから、こちら民間でいいから五分五分だと

言っておりますけれども、せっかく使えるようにして住民サービスをするのが本当ではないか。

ある業者は、別なところの派でいたんですけれども、宮嶋さんのところへ転がり込んだ。業者との幾らか、何らかの関係があるような疑いがかかっているのではありませんか。どうなんですか。こういうことをお伺いし、第二次工事、二期工事についてはどのようなお考えをし、住民サービスを図っていくのか、お伺いをするものであります。

次に、教育の問題でありますけれども、これも前半で取り上げました。かすみがうらの教育長というのはまことにもってすばらしい教育長なのであります。なぜすばしいか。この教育長は現役から宮嶋さんに認められて教育長になった方であります。何がすばしいか。平和運動というものを起こして、そして教育の中に浸透させている教育長なのであります。その教育長が、今、給料の問題も10%カットなんて、これは日本の教育界を揺るがす問題なのであります。この問題については14日にたつぷりと質問いたしますから割愛させていただきたいと思っておりますけれども、統廃合については、先般も区長会の中で、ある区長さんから、暴動を起こすような話も出ております。統廃合については、ずっと昔から培われてきた地元の文化的な施設でもあり、教育の場所でもあるわけでありまして。これらを考えるときには、十分な話し合いと根気よく詰めていかなければ、上から押しつけのようなどときには、そういうことも起きないとは限りません。

また、私は、前回も、新治小学校と宍倉小学校は、どうしてもやはり独立させるべきだという質問をいたしております。なぜならば、ドイツは、今までの中で、前も申し上げましたように、5人に1人の先生がつくことによって、教育の効果が十分に得られる。そのために、ドイツの教育というのは、科学的にも、科学者の中でも医学の中でもトップを占めているわけでありまして。今、アメリカは宇宙のことでロシアに負けました。ロシアは、第二次世界大戦のときに陥落したドイツ、学者も、全部、ロシアに持っていきました。ですから、ソユーズ計画というものは非常に安い値段で宇宙計画ができております。アメリカは、資本主義に任せて、金さえ使えばできるんだということで、月にまで着陸をいたしましたけれども、アポロ計画は、そういうことで、金さえかければいいということにつぶれてしまったのであります。今、民間に依存をするようになってまいりましたけれども、これは、何はともあれ教育です。教育は、人数が少ないところに、1人の先生の授業時間が多いこと、そういうことは経済的にやってられないと言えればそれまでですけれども、単なる大きくするだけではだめだと思っております。

東小学校の非行の問題、小学校3年生が、学校の先生がきちんとしなさいと言うと、何だ、このばばあと言うそうですけれども、小学校3年生の女の子が女の先生に向かってばばあと言うんですよ。下稲吉中学校、非行でどうにもならない。先生は逃げて歩く。ですから、ことしは、警察官の上がり、終わった人たちを3人雇った。こんなところが大きければ、教育効果が上がるなんていうのはうそでしょう。新治小学校にも美並小学校にもいろいろ非行があるという話を聞いております。大きくやるからいいのではなくて、教育は、昔から、米百俵の問題よりも、教育にいかん力を入れてやることかであります。こういうことで、合併のその推進協議会というものもありますけれども、単なる大きくするだけではなくて、教育の充実こそ、この市の将来のためであります。

そういうことで、市長の考えと教育長からも答弁を賜りたいと思っております。

次に、水道料金の問題でありますけれども、昨年の大震災でいろいろな問題が出まして、水道

も大変壊れてまいりました。そして、この旧千代田の中でも、七会地区、今は馬立にありますけれども、この井戸は赤水が出ます。要するに、鉄分が多い水が出るわけでありまして。したがって、飲料水には向かないということで、全面的に改築をしなければならない、これは既に方針が出ております。そして、霞ヶ浦に引いている県の中央用水からそれらを引用してまいらなければならないのが現実で、議員の皆さん、ご存じのとおりでありますけれども、工業団地の中で、今、地下水は掘ってはならない、県からの強い指導があります。地盤沈下のおそれがあるから、地下水は掘ってはならない。やっと工業団地に持ってきたら、その工場は、4000万円から入ってくる水道料が、何と自分のところで地下水を掘ってじゃんじゃん使っていて、これらはお金にならない、こういうことが大きな赤字の財源となってまいっております。

中央用水は、土浦は霞ヶ浦用水を使っておりますけれども、これは非常にお金が安い。中央用水は非常に高いところがあります。そういうことですから、なかなか料金の値下げができない。これらについて、その工場や何かの規制について、担当課から、もう一度、前回に続いてどのようにしていったのか、お伺いをしたいと思います。答弁をお願いいたします。

次に、放射線の問題でありますけれども、放射能は、先ほど市長の答弁の中で、タケノコと原木シイタケ、イノシシの肉ということを行いましたけれども、イノシシの肉は62シーベルトでありますから解禁になっておるわけでありまして。これらについても担当課からきちんと答弁をお願いしたい。しかし、小さい子どもたちを持つ親たちは、放射能の問題は大変な問題で、結果がわからないから不安でならない。先ほど栗山君から質問があったように、放射線を測定する機械が3社ともまちまちだ。測定ができない。それならば、度量衡みたいに国の法律で、きちんとこれは正しいですよとレッテルが張られるように、これは長からも、国に、法を改正してくれと、議会からも申し込んだらいいと思うんですけれども、ここいらのことをやらないと、大量に生産すれば、ただガイガーカウンターがこれだこれだと言え、不良品が出回ってきて、それらの測定の中で、間違った測定で大きな損失をしてまいります。検査の基準をつくる、そういうことも大切ではなかろうかなと思います。

それから、みやじま牧場は760頭もの肥育牛をやっております。これらについても、前の放射能を浴びないときの値段には持って行っていないと思うんです。それらについては補償する。各市内の肥育業の皆さんは、どのようにこの放射能対策で損害を請求したりしているのか、お伺いをするものであります。宮嶋さんの件については、けさほど問屋に尋ねましたら、80%にまで戻ったけれども、その20%くらいは東電から補助を受けている、ですから損はしないですよという話を聞きましたけれども、本当なのか。信頼筋から聞いたんですから間違いはないと思うんですけれども、各農村の肥育牛はどうなっているのか。

そして、今、果樹園を初め庭先の園芸家、苗木屋さん、花屋さん、そういう人たちが損害請求をいたしましたけれども、それらについて何らの返答もありません。これらはどうなっているのか。そして、宮嶋さん、マイクを持つ時間があつたら、各学校へ行って、やはり雨垂れが落ちるとか、そういうところには放射線が高いわけでありまして。それらの除染されたヘドロ、そういうものはどこに置くか、対策はどのようにしているのか。そして、上佐谷が一番低いけれども、各学校はもっと高いシーベルトでありますから、これらの除染活動はどうか。この除染の問題には、本当に将来におければ、私は、リコール問題よりもこのことが大事ならば、本当に宮嶋さ

んの仕事があれば、宮嶋さんにみんながついていくと思うんです。先ほど古橋君が言われたように、正しくないようなことをするから、みんな反対するんだと言っていますよ。

さらには、4人の議員に、最初は、リコールするから、そういうことで、おどかしとも言えるような工作で、変わった方もあるかと思えますけれども、これは脅迫ではないのかなと、そういうことで市政を強いるというのは、人間的にこれはおかしいと。今、東日本大震災で日本が見直されたのはきずなであります。きずなというものは、そのときでなくて信頼関係でつながれたことなのであります。それがなくなったら、悪政治になってしまうのではないのでしょうか。そういうことで、宮嶋さん、リコール運動はよく考えてしたほうがよろしいのではないかと。私は、民主主義にのっとなって責任はとりませんよと先ほど古橋君には申し上げたけれども、これらのそういうことは長の責任であります。何が何でも長が責任を負う。職員だって、いろいろなことをやるときに、私に任せてくださいというような強い姿勢であれば、職員だって本気になってやるかと思えます。給料を下げるんだ、働けと言ったってなかなか働けない。

しかも、70人の職員が減ってきている中では、仕事も多くなってきている。そういうことを考えると、やはり宮嶋さん、人間性の問題だと思う。私は、パラオに行ったときも、お骨を持ち出すことができなかった。パラオの政府に、私たちの肉親はここで戦ったけれども、全部の体を私たちの日本の国に返してくださいとは申し上げません。ここの緑とこの美しい島は私たちの肉親の血と肉で飾られているではありませんか。せめて骨だけは返してくださいということで、パラオ政府に私は訴えました。その後、2年後に山内の演説で政府は動きましたということで帰ったと。やはり人間は、真剣になって、本当のことを人道的な立場で申し上げれば、それにこたえてくれると思うのであります。私は、そういうことで、この放射能の問題については、宮嶋さん、リコール問題ではなくて真剣にこの問題も取り組んでください。私はいろいろな人から聞いている。きょうも宮嶋さん、あそこで演説をやっていたよ、ここでもやっていたよと演説ばかり聞く。この教育長さんの真剣なお顔を見てください。こういう人たちをいじめるような行政はいけないと思うんです。

次に、防災無線についてであります。

私も区長をやっておりますから防災無線が入っております。朝の6時の時報、11時半の時報、そして5時の時報、時々、霞ヶ浦の防災の訓練中でありますという放送が入ってきます。火事は、出島地区の火事しか放送がありません。上佐谷に火事があった、志筑に火事があっても一切入ってまいりません。今回、予算をとって、これらを大きく見直すということですが、どこまで進捗状態が進んでいるのか、答弁を求めます。

以上で、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の質問にお答えいたします。

1点目の石岡地方斎場についてお答えいたします。

石岡地方斎場組合の新斎場整備事業において、火葬炉6基に対し待合室が4室では、火葬時間が重なった場合、待合室が足りないのではないかとのご指摘でございますが、これについて、斎場組合では、一日最多火葬件数を12件と設定しており、効率的な火葬時間の割り振りの中で、火葬に伴う待合室は4室で不足することなく対応できるということでございます。

次に、新斎場の式場の使用料についてのお尋ねでございますが、現段階で斎場組合より具体的な使用料見直し案の提示はありません。今後、斎場組合において検討がなされ、最終的に斎場組合議会において、協議、決定されていくものと考えております。また、私は、二期工事については必要がないとの考えでございます。

2点目、学校の統廃合については教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地下水規制内容と地下水くみ上げに対して、市ではどのような交渉を行ってきたかについてのご質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、東日本大震災の影響もあり、厳しい事業運営を行っているところであります。地下水のくみ上げにつきましては、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例により規制を受け、水源として企業局が行う中央広域水道用水事業に依存しているところです。このことは、一方では地下水の利用をし、一方では永続的な水源として中央広域水道用水事業から水を購入する。貴重な水資源を永続して活用するため、やむを得ないことではあります。必要としない水は買わないという考えでございます。これまでも、受水費の値下げや適正な受水量検討などの要望を行ってまいりましたが、引き続き、水需要を把握しながら、受水費の値下げや適正な受水量などの要望を行ってまいりたいと考えております。

規制の内容につきましては水道事務所長からの答弁といたします。

4点目の放射線対策についてお答えいたします。

福島第一原発事故につきましては、すべての国民の生活を脅かし、本市住民にとっても、放射線の影響により、生活や健康の不安を抱えながら、生きていくことを余儀なくされています。そのような中で、市民が身近な市行政に情報提供や生活の不安などに対する対策を求めるのは当然のことと考えております。市としては、これら放射線対策はもとより、市民が安全で安心して生活できるまちづくりのため、市民目線に立つたできる限りの行政サービスを提供していくところでございますので、よろしく願いをいたします。

5点目、防災無線につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員のご質問の2点目、学校の統廃合についてお答えいたします。

教育委員会では、子どもたちの学習環境がよりよいものになるよう、市内小中学校の適正規模化について、学区審議会に諮問を行ってまいりました。ことし1月の答申で、適正規模化に係るより具体的な組み合わせとして、霞ヶ浦地区の中学校2校を統合して1校に、南中学校区の小学校4校を統合して1校に、北中学校区の小学校3校を統合して1校に、また千代田中学校区の小学校4校を統合して1校にして、統合後の学校の位置や統廃合に係る配慮すべき事項、諸条件な

どについて答申をいただきました。この答申を踏まえまして、現在、計画の策定を進めているところでございます。

学校の規模につきましては、小規模校には小規模校なりのよさがあり、本市でも、それぞれの学校が工夫して、一人一人を大切にされた教育活動を展開してくれております。しかしながら、子どもたちのよりよい学習環境ということからしますと、一定規模の児童生徒がいることによって、多様な考えの児童生徒と触れ合い、集団を通して、切磋琢磨できる環境を整えるということ、毎日の学習や行事などのより一層の充実が期待されるところであります。

また、山内議員ご指摘のように、学校は地域の拠点でありますので、地域の皆様のご理解がなくては、進めることはできないと考えております。その地域への説明が不足とのご指摘をいただきましたが、さきに申し上げましたように、ただいま説明のもととなる計画を策定中でございます。次の9月議会までには議会に提示いたしまして、議会の皆様のご意見をちょうだいしてから、なるべく早く地域の皆様への説明ということを考えております。

次に、宍倉小学校、新治小学校は統合対象から外すべきとのご意見でございますが、さきの議会でも山内議員からご提案がありまして、教育委員会でも検討いたしましたが、宍倉小、新治小を含めて統合することによって、新しい学校が適正規模になるということから、各中学校区に小学校1つという学区審議会の答申に基づくべきものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

茨城県の地下水の採取の適正化に関する条例の規制の内容についてお答え申し上げます。

許可が必要な地域といたしましては、指定地域として、鹿行、県南、県西の各地区に含まれます30市町村が指定をされております。本市もこの地域に入っております。適用を受ける揚水の施設の基準でございますが、動力を用いる揚水施設の吐出口の断面積が19平方センチ以上で、規則で定めるものとなっております。生活用水の水道用では、50平方センチ、直径約79ミリメートルを超えるものが、許可を受けなければならないとされております。本市の許可の適用につきましては、代替水に転換することが明確であって、地下水の採取が一時的なものである場合によって許可となっているものでございます。また、代替水の供給状況により、地下水の採取量の減少勧告ができるとされており、許可条件の中に、茨城県中央広域水道用水事業により供給されるまでの暫定採取とされております。本市の採取用の井戸は、千代田地区が7カ所、霞ヶ浦地区が6カ所ございます。これは5年ごとの更新で、いずれも採取許可は平成26年7月31日までとなっております。次回の更新時には新たな採取量の規制があるものと考えております。

現在、霞ヶ浦5号井につきましては、震災の影響により使用ができない状況になっております。このため、新たな地下水採取許可を県に現在、申請中でございます。この許可についても、県では、新たな許可は行わないという方針でありまして、中央広域水道への転換を求められておりますが、市では、水道事業の運営や災害時対応の面からも必要な申請であることを説明して、以前

の施設と同じ条件で許可をしていただくよう、交渉を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

5点目の防災無線についてお答えをいたします。

千代田地区における防災無線整備につきましては、効果的に情報を伝達するため、屋外機として107基の設置を計画しております。そのうち、今年度においては、国の補助事業である消防防災基盤整備事業を活用し、指定避難所、避難場所等へ21基の設置を予定しており、現在、7月工事発注へ向け準備を進めているところでございます。また、今後の整備計画でございますが、国の緊急防災・減災事業が平成26年度まで予定されていることから、この制度を活用しながら、早期完了に向け年次的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

山内議員の質問にお答え申し上げます。

イノシシの肉の件でございますが、平成23年9月19日に採取したもので検査をしまして、500ベクレルを超える——去年は500ベクレルを超えたというふうなことで、茨城県のイノシシの肉につきましては、県農林水産部長通知で9月20日に通知がなされております。現在では、12月2日に制限の解除がなされております。肥育牛につきましては自粛制限等もされておられません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

学校統廃合については、方針は適正規模ということなんですけれども、私が言っているのは、宍倉や新治小学校は、今、新治はインターチェンジのそばだし、それから宍倉小学校については神立駅周辺だということで、これは人数がふえてくるのではないかと。わざわざ美並小学校まで持っていくことはない。そして、新治も志筑まで持ってくることはない。志筑小学校は今でも狭隘であります。運動会をやっても、あれは席取りですよ。その車もとめるところもない。昔から各学校というのは、本校なんてつくると、私どもは七会小学校のところに七会中学校というのがありました。私は、第5回卒業なんですけれども、議長のお父さんと同級ですから、非常にリンチがありました。私は右耳の鼓膜がありません。これは下佐谷の人たちにリンチを受けて鼓膜が切れた。上佐谷から行く人たちは逃げ逃げ歩いたんです。

私は、昭和24年に入って、昭和27年3月24日、大雷が鳴った日に卒業式を迎えて、その間、3

年間は、毎日、行くときは下佐谷を通っても、今の千代田カントリーの中に鎌倉街道というのがありましたから、中佐谷から抜けてそこを通ってきた。下稲吉の人たちは、上稲吉だと後庵で待ち伏せを受けてぶん殴られた。笑い事ではなく本当です。私たちの2級上は、雪の日に逆さまに松の木につるされたんです。その人たちは、それが死んだときは、万歳をやって、悪いんだけど、万歳をやってしまった、これが現実の話です。先生に言っても、先生らは何も構ってくれないんだ、あのころは。昭和27年ころは何も構ってくれない。私の同級生なんて、血だらけになったことがあります。そういう苦い思いで中学校を3年間通いました。ですから、リンチがあるような学校な統廃合はできません。私の家族を守らなくてはならない。

ですから、多少でもそういううわさがあるところは、よっぽど——でかければいいと言っても、下稲吉小学校は1,000人になったから東小学校をつくって、あれは角来池の真ん中の池を公有水面埋立法という初めて千代田が使った。私はそのときから議員をやっていますから、大変な騒ぎだった。ところが、非行ができてきた。ですから、よくそこらも考えて、通うときに、バスで通うからいいんだなんていうことは言わないで、十分に検討、教育委員会や何かから出た書類は、統廃合するといいいことばかり書いてある。そうではない。私は、ドイツの教育方針まではいなくても、やはり少ないところに——上佐谷小学校なんて見ればいいでしょう。毎年土浦一高に1人入っていますよ。このコンテストだって、議長の娘さんだって茨城県のチャンピオンになりました。これは教育のたまものであると思います。

余り小さいから上佐谷も、もうここらで統廃合はしようということにはしましたけれども、志筑小学校に行ったらまだ狭隘だ。増築はしますけれども、グラウンドが狭い。新治小学校はインターチェンジで東京から60キロ以内です。これはすぐにふえると思う。そのときにつぶしたら、学校林も持って、すばらしい学校であります、残すべきだなと。

この間、宍倉のほうの区長が言いました。血の雨が降るぞ、学校なんてやらせたらなんていう話が出た、これは役員会で本当の話ですから。暴力が起きてしまうよということで注意してくれたんだろうと思うんですけども、統廃合については、もっと審議会で、そして教育長は十分に9月までに答申を出してくれるということなので、一回決まってしまうと、教育長、なかなか変えることはできません。教育長がやっている、中でも平和教育なんていうのを取り上げることはすばらしい教育長でありますから、すばらしい統廃合ができるような考えで進めをいただければと思うんです。

次に、水道の問題でありますけれども、水道は赤水対策で中央用水を買わなくてはならないから、これは金がかかってしまう。千代田・土浦工業団地の中にある会社に、その水が入ってくれば4200万円くらいになるわけなの。ところが、地下水は、掘らせない、掘らせないと言っているながら、その会社は地下水を掘ってしまったんだ。だから、せっかく引いてきても、あれは掘られてしまったから金にならないよということです。規制がないのか、こういうものもすべてに規制をしながら、何でその会社には後ろがあったのかな。かすみがうら市で、一生懸命、金をかけて持ってきたら地下水が掘ってあった。これらは、事務局、何を考えていたのか。今の町長ではないだろうけれども、経過はどうなの、まずこれもお聞かせをいただきたい。

防災無線についても、同じようなことが……。

○議長（小座野定信君）

山内議員、一問一答という基本があるんですが、いかがですか。

○15番（山内庄兵衛君）

はい。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

会社の井戸の許可の件でございますけれども、許可を受けていないと思います。それは、先ほど申しあげましたように、水道用水ですと50平方センチメートルを超えなければ許可は要らないわけでございますので、多分その範囲内で井戸を掘ったのだと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

まず、宍倉小、それから新治小でございますが、先ほども申しあげましたように、その学校が一緒にならないと、各学年2学級以上という適正規模にならないということから、今のところは、やはり一緒にして、各中学校区に1つということで考えております。平成30年までの推計を見ますと、まだまだ今の状況を保つか、減るといようなことでございます。もっと詳しくは、都市計画のほうでは企画との考えもあるかと思いますが、今のところ試算ではそういう状況ですので一緒にしたいと考えております。

それから、暴力の起きない学校ということでございますが、そのとおりで、心の教育を強化して、思いやりの心、そして友達とのきずなを大事にする、そういう子どもたちを育てていきたいと考えております。現に、千代田中学校は、4つの小学校が一緒になっておりますが、今のところ仲よく学習も運動もよくやって、非常に落ちついたいい学校でございますので、その子どもたちが一緒になるわけですから、私は大丈夫かなと思っております。よろしくご理解を願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

統廃合の問題については非常にありますし、私が言ったように、リンチはうそでも何でもありません。ですから、今、志筑に行くと、志筑小学校なんて名前をつけたら、志筑が本校だ、おまえらは上佐谷から来たんだろう、七会から来たと必ずリンチを受けます。これは、子どもの心だから、親分意識というのが強いので、家の前の赤トンボというやつになるから、親元が近いと威張り出す。これが本当のことなの。ですから、そこらのところをよく考えないと、それから、新治小学校なんていうのは大きいし、ああいう立派な学校林まで持っているのは、少くらい——学校の先生は、教育長、分かっているよ。国と県で払っているんだから、先生の数が、この市に行ったほうが、多くなったほうが、教育効果が上がるんだよ。そういうことを考えれば、志筑と

宍倉くらいの、ああいう大きい学校は残すべきだった。

適正規模だけで考えればそうなんだけれども、後で、東小学校のときだってそうなのよ。あそこの公有水面埋め立てどうのこうのはやっていたけれども、そういうわけではなかったんだけれども、非行が出てしまった。農村部だからそれほどないとしても、やはり昔のリンチのことも見れば、起きないとは限らない。完全とは言わなくても、起こるおそれがあるところは、やはり人数がふえるところは残すべきだと、私は方針の中で、山内庄兵衛がこう言っていたと審議委員会の中で言ってもいいですよ。私も、子ども会をやったり、ずっと見てきています。いい学校の子どもたちは、どこだ、ここだ。七会小学校も、今、東大に2人も入りましたから、教育が結構落ちているということは言っていない。だけれども、リンチの家族はリンチの家族であります。

ですから、昔から家系というのは大事にしなければならないの。あの家はと指を差されないように、私どもは努力をしなくてはならないのが本当だと思う。やはりこの間、我々がリンチを受けたある家に仕事に行った人がいた。やはりあの息子も同じだよと言われた。名前は申し上げません。だけれども、そういうことありますから、十二分に検討し——この間、宍倉のほうの区長が言ったように、血の雨が降るぞなんていう、それは昔からのところ、地域を離すときにはそれぞれのひざ詰め、きずながきちんとあるわけですから、それをとるのはなかなか大変だと思うんです。ただ、経済的には1500万円ずつかかるからだけではなくて、そこらのところを教育の、米百俵を食べてしまうよりは、昔から言うとお米百俵を教育にかけたほうがいい。ドイツが、まさしくそれをやって、世界の科学のリード、医学のリードをしているわけですから、ここらのところもお考えをいただければなと思うわけであります。

それから、水道部長、50平方センチ、50平方センチのパイプで掘れば、地下水を幾ら掘ってもいいんだといったらば、遠慮しないでどんどん掘ったらいいでしょ。規制も何もないと言うんならば掘ればいいでしょう。どこにそんな規制があるの。どこに規制がありますか。地下水を飲むのが一番安全で一番いいんだ。それが掘れないんでしょ。飲めないんでしょ。だけど、あの工場だけは特別な扱い、どういう条例で、どういう規定で、どういう法律でなったのか答弁しなさい。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答えいたします。

法律ですけれども、これは、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例をもとにして、規制をされております。その中で、先ほど言いましたように、生活用水の水道では、50平方センチメートル、直径で言いますと大体79ミリメートル、これ以上のものについては茨城県の許可が要るということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長、個人も法人も同じ。

○水道事務所長（貝塚成人君）

区別はございません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

79ミリ、相当大きいものだよ。それで、許可を得ないでやったら、地下水をどこでも掘ったらいいでしょ。そうすれば、中央用水の高い水を買わなくて済むでしょ。霞ヶ浦の県西用水を買わないで済むでしょ。安くできるでしょ。規制があるから、県西用水は目いっぱい、中央用水だけを利用しなくてはならない。市民には高い水を飲ませて、そのような工場には規制内だからただみたいな水をやるという法律がどこにあるの。ちゃんと県まで行ってきた。国会まで行ってきた、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

おっしゃるとおりでございますけれども、当市の許可の条件といたしまして、県中央広域水道用水事業からの供給がされるまでの間ということになっております。それで、なおかつ代替水の供給の状況によりまして、採取量の減少勧告ができるということが条件になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

それは特例措置でしょう、期間までの。その辺をよく説明しないと先へ進みません。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、失礼しました。

まず、適用なんです、許可になる条件といたしまして、代替水に転換することが、明確、今回の場合には、県の中央広域水道、これに転換するというのが条件で、許可になっているものでございます。それで、代替水の供給状況によって、多くなったり少なくなったりする場合、その採取量の減少、多くなった場合には、多く買いなさいよという勧告ができるということがつけられておまして、なおかつ条件の中に、供給されるまでの間の暫定採取、だから県中央広域水道から水が全部供給されるまでの暫定の間は認めますよという許可になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

暫定期間だと言うんですけども、これは何か月ぐらいあるのかわかりませんが、中央用水が来るまで暫定で使う。そんなことは、今、初めて聞いたんですけども、地下水が——暫定だ、こちらも暫定だと言って、中央用水が来ないうちに掘っていたら、ではこの会社について、もう中央用水が入りますから、お金を払ってくれますかと言えますか、言ったの、これをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今回、会社のほうで掘った井戸につきましては、水道課のほうからは、一切そういうことは申しておりません。

[「言わない理由があるんでしょう。口径が小さいから指導していないとか、もっとわかりやすく具体的に言ってください」と呼ぶ者あり]

○水道事務所長（貝塚成人君）

多分、県のほうの許可の扱いになると思いますけれども、許可の必要な口径に達していなかったものと考えております。市のほうからは、それに対して、意見とか、そういうものを申してはおりません。

○議長（小座野定信君）

だから、意見を言えるまでの口径には達していないと、だから指導していないということですね。水道事務所長、もう一回言い直してください。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今、言われたとおり、県のほうの見解としては、そういう意見は言えますけれども、市のほうの意見というのは、管轄が違いますので、コメントできる立場ではないと思っております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

おかしいでしょう。先ほどから言ったら、その規定に達していないから掘ったんだ。だから、私は、規定に達しないで掘るならば、井戸を幾ら掘っても構わないのかと言うんだ。そうしたらば、いつも佐藤さんが料金を安くすると言っても、地下水を掘ったら安くできるんだよ。それが住民へのサービスではないの。

○議長（小座野定信君）

執行部より休憩の要請がありましたので暫時休憩とします。

休 憩 午後 4時10分

再 開 午後 4時16分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

答弁が不足して申しわけございませんでした。

先ほどの質問でございますけれども、当市の場合につきましては、もう既に50平方センチメートル以上を超えてしまっておりますので、新たな井戸は掘れないという状況でございます。企業につきましてはその範囲内で掘ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、市長を初め3人で来たんだけど、頭が悪いから、こんがらがってしまって何だかわからない。んだけど、地下水が、パイプが細ければ汲めるのだということですから、それでかすみがうら市は76ミリを超えてしまったからできないということでございますけれども、これらについては、会社とよく協議しなかったから4000万円損したと見るほかはない。4000万円損したということになってしまいます。それでよろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、金額につきましては、うちのほうの試算では3500万円前後だと思いますが、損ということに関しては、変わりはありません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今の答弁で、3600万円損したということがはっきりいたしました。この水道の問題は3600万円損ということがわかりましたので終わらせていただきます。

次に、放射線の問題ですけれども、先ほど、まだ答えが出ておりません。放射能のスポットのところ、集めたそれらについてはどこに置くんですか、お伺いをします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

除染の土については、敷地内処理が原則でございますので、例を言えば、保育所内の0.23ミリシーベルト以上のホットスポットが出た土は、保育所の敷地内で処理をするというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、どのように保管しているかということ、具体的なものが抜けております。もう一度お願いします。

○総務部長（小貫成一君）

保管の方法でございますが、地中に埋める方法、山積みにする方法、埋めたり山積みする方法が不可能な場合は、容器等に入れて、敷地内の余り人が立ち入らない場所へ保管をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

3つ言ったけれども、今、この市ではその3つのうちどんな方法なのか。そして、保育園児がその放射線のそばに行ったときには、これは被害を受けますよ。こういう対策も、きちんとどのようにとっているのか、ちょっと答弁ください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公共施設で、除染の実施状況が、対策本部では各担当部局から上がっておりまして、子ども福祉課につきましても、児童館、保育所等で除染をしております。また、都市整備課においても公園等で除染をしております。また、各小中学校においても除染をしておりますが、除染の方法等については、表面の除去と、あとは、グラウンドなんかはトンボがけをしたり、あと雨どい等は立ち入らないようにロープを張ったり、それとまた落ち葉等については天地がえとかをやっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

答弁の言葉の筋がわからないんだよな、よくきちんとこういうふうにやりましたということをお答えいただければいいんですけども。

それから、イノシシの肉、市長は、先ほどこれは規制の対象になっているというけれども、もう3月から4月には解除されていると思うんです。これは、今62シーベルトくらいですから、これを規制がありますということになると、イノシシの肉を食べる人がいなくなってしまうものですから、なかなかとるのに大変だと。北茨城のほうではふえてしまって、常磐高速道路に7つのイノシシについての看板が立っているんです。したがって、常磐道にもそういう看板が立つおそれがあります。ハンターが、茨城県内で700名の人がやめているんだね。これが1頭ずつとったとすれば700頭とれなくなったということですから、これらについても、きちんと、去年の9月ではなくて、ことし、この間まで、4月いっぱいやった肉はどうだよということをおきちんと担当課で示してください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

イノシシの肉の件でございます。

先ほど制限解除と申しましたが、石岡市の一部、旧八郷町になろうかと思えます——での制限解除でございます、そのほかにつきましては現在も制限継続中でございます。大変失礼しました。

なお、当市のベクレル数でございますが、かすみがうら市におきましては、290ベクレルというふうなことで、500以上にはなってございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

それは、200シーベルトというのはいつなの。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

9月19日に採取したものでございます。

なお、制限解除は、検査が新基準になりまして、茨城県内で数値が超えたものにつきましては、3検体を採取しまして、そういった経緯を踏まえまして、今後、出る見込みがないという見通しがつきましたならば、制限解除というふうな方向に持っていくというふうなことを県のほうから聞いてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

昨年の9月19日の話を聞いているのではないの。4月1日から30日まで有害駆除をやったでしょう。そのときのシーベルトは幾つなんだと聞いているんだ。八郷はゼロだ、こちらは500シーベルトもあったんだという規制があるということはないでしょう。そこらをはっきりしてください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

有害駆除をやった後の数値につきましては、今、手元に資料がございませんので、後日、提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

先ほどイノシシの肉に市長がたくさんある。今、言ったのは去年の9月19日だということ、これは大変な数字なんです。ですから、4月1日から期間が1カ月あったんですから、そこでとったのをやったときにちゃんとはかればいいんですよ。こういうのがちゃんとできていない。これは、シーベルトが高いということになると、肉は本当に大変なんだ。イノシシのプロもいますから、だから県北のほうではイノシシがふえてしまう。この辺だってイノシシの肉が食べられないとなるとふえてしまう、わなでかかったらどうしようもないんですから。穴を掘って埋めるほかない、これが現状ですね。ですから、補助金も、期間内であればもらえるけれども、期間外はもらえないと思うんです。ここのところはどうなっているの。1万円ずつの——これは、期間外でも、駆除期間内は1頭につき1万円ずつ支払っているんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、副市長が持っていた資料で、平成24年5月23日現在、だから、今、解除になったものが、平成23年12月に石岡市内のイノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉について出荷制限解除、そ

れ以外のものは解除になっていないということです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

大変な問題でありますから、ちゃんと解除がいつになるか、これはシーベルト数をはかってやってもらいたいと思うんです。でないと、どんどん——この間は、4月1月から30日までは22頭射止めたわけですね。そのほかに、おなかに入っているのが30頭いたわけですね。そういう実績が上がっているんですけども、それらについてもきちんとしていただきたいと思っております。

次に、防災無線のことでお願いをいたします。

防災無線は一たん予算を切ったなんていう話もあるんですけども、これらについてはことしじゅうにやるということですから、早急にやっていただいて、お願いをしたいと思います。放送についても、今、霞ヶ浦地区のことばかりしか放送していない。上佐谷の火災だって、どこがあれしているんだというんで、この間のやつも、役場にいるときに火事だというから、私が行くまでには、学校の付近だというから、どこだかわからないで、消しとめましたけれども、防災無線であればすぐにわかるんですけども、だれに聞いてもわからない。これらを早急に私は要望いたします。

それから、イノシシの肉については先ほどの要望どおりお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月8日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時29分